

平成17年第1回京丹波町議会臨時会（第1号）

平成17年11月30日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

1. 議員自己紹介

1. 理事者・管理職員自己紹介

1. 町長あいさつ

1. 臨時議長紹介

1. 開会及び開議宣告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

(追加議事日程)

日程第1 副議長選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 発議第1号 京丹波町議会会議規則の制定について（議員提出）

日程第6 発議第2号 京丹波町議会委員会条例の制定について（議員提出）

日程第7 発議第3号 京丹波町議会事務局設置条例の制定について（議員提出）

日程第8 常任委員の選任について

日程第9 議会運営委員の選任について

日程第10 特別委員会の設置並びに委員の選任について

日程第11 一部事務組合議会議員（船井郡衛生管理組合議会議員2人）の選挙

日程第12 一部事務組合議会議員（京都中部広域消防組合議会議員4人）の選挙

日程第13 一部事務組合議会議員（国民健康保険南丹病院事業組合議会議員1人）の選挙

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

【仮議席番号】

1 番 室 田 隆一郎 君
 2 番 藤 田 正 夫 君
 3 番 西 山 和 樹 君
 4 番 岡 本 勇 君
 5 番 山 西 桂 君
 6 番 畠 中 勉 君
 7 番 横 山 勲 君
 8 番 野 口 久 之 君
 9 番 吉 田 忍 君
 1 0 番 篠 塚 信太郎 君
 1 1 番 小 田 耕 治 君
 1 2 番 東 まさ子 君
 1 3 番 今 西 孝 司 君
 1 4 番 山 田 均 君
 1 5 番 山 内 武 夫 君
 1 6 番 野 間 和 幸 君
 1 7 番 片 山 孝 良 君
 1 8 番 坂 本 美智代 君

【本議席番号】

1 番 西 山 和 樹 君
 2 番 室 田 隆一郎 君
 3 番 東 まさ子 君
 4 番 片 山 孝 良 君
 5 番 横 山 勲 君
 6 番 坂 本 美智代 君
 7 番 今 西 孝 司 君
 8 番 小 田 耕 治 君
 9 番 畠 中 勉 君
 1 0 番 山 田 均 君
 1 1 番 藤 田 正 夫 君
 1 2 番 山 内 武 夫 君
 1 3 番 篠 塚 信太郎 君
 1 4 番 吉 田 忍 君
 1 5 番 山 西 桂 君
 1 6 番 野 口 久 之 君
 1 7 番 野 間 和 幸 君
 1 8 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員

な し

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町 長 松 原 茂 樹 君
 教 育 長 山 本 和 之 君
 参 事 片 山 長 男 君
 参 事 寺 井 行 雄 君
 参 事 田 淵 敬 治 君
 瑞穂支所長 森 田 一 三 君
 和知支所長 片 山 俊 明 君

総務課長	長谷川博文君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	伊藤康彦君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	岩田恵一君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	松村康弘君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	谷俊明君
書記	西山民子君
書記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○事務局長（谷 俊明君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、初めての京丹波町議会議員選挙におきまして、見事栄えあるご当選を果たされましたこと、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

臨時議長が席に着かれますまで、議事日程に従いまして本日の司会進行を務めさせていただきます私は、議会事務を担当いたしております谷 俊明でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、早速ですけれども、議事日程によりまして議事を進めていきたいと思っております。

《議員自己紹介》

○事務局長（谷 俊明君） それでは、まず初めに、議員の皆様方の自己紹介を仮議席順にお願いいたしたく存じます。

1番、室田議員さんから、よろしくお願いいたします。

○1番（室田隆一郎君） 私、旧瑞穂町出身の室田隆一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（藤田正夫君） おはようございます。私、旧和知町出身の藤田正夫でございます。たぶん、この役場まで一番遠いかと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

○3番（西山和樹君） 旧瑞穂町出身の西山和樹と申します。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（岡本 勇君） 私、旧瑞穂町出身の岡本 勇でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

○5番（山西 桂君） おはようございます。私、下山出身の山西 桂と申します。よろしくお願いいたします。

○6番（畠中 勉君） おはようございます。旧瑞穂町下大久保出身の畠中 勉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（横山 勲君） 皆さん、おはようございます。旧丹波町竹野地域出身の横山 勲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（野口久之君） おはようございます。旧丹波町出身の野口久之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（吉田 忍君） おはようございます。旧丹波町出身の吉田 忍でございます。よろし

くお願いします。

- 10番（篠塚信太郎君） おはようございます。旧丹波町の篠塚信太郎でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 11番（小田耕治君） おはようございます。旧和知町出身の小田耕治です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 12番（東 まさ子君） 旧丹波町出身で日本共産党の東 まさ子です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 13番（今西孝司君） おはようございます。私、旧丹波町下山出身の今西でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 14番（山田 均君） おはようございます。私は、旧瑞穂町の日本共産党から立候補しました山田 均でございます。よろしくお願ひいたします。
- 15番（山内武夫君） おはようございます。旧瑞穂町の山内武夫です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 16番（野間和幸君） おはようございます。旧和知町升谷の野間和幸と申します。皆さんには、声が大きいということでよく御存じいただいておりますけれども、耳が遠いが由に、自然と声が大きくなるようでございますので、その点、今後の答弁でのご配慮をいただきたい、そんなふうに思っております。よろしくお願ひいたします。
- 17番（片山孝良君） 皆さん、おはようございます。旧和知町の片山孝良です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 18番（坂本美智代君） おはようございます。旧瑞穂町質美出身の日本共産党の坂本です。よろしくお願ひいたします。

《理事者・管理職員自己紹介》

- 事務局長（谷 俊明君） 続きまして、理事者・管理職員の自己紹介を順次お願ひしたいと存じます。
- 町長（松原茂樹君） 町長の松原茂樹でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 教育長（山本和之君） 暫定的に教育長を務めさせていただいております山本和之でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 参事（片山長男君） おはようございます。今回の合併に伴う人事により、参事を命ぜられました前和知町職員の片山長男です。よろしくお願ひいたします。
- 参事（寺井行雄君） おはようございます。このたび、参事を拝命いたしました旧丹波町職

員でございました寺井行雄と申します。よろしく申し上げます。

○参事（田淵敬治君） おはようございます。参事を仰せつかっております田淵敬治と申します。旧丹波町でございます。よろしくお願いいたします。

○瑞穂支所長（森田一三君） おはようございます。瑞穂支所長を拝命しております森田といいます。元瑞穂町職員でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○和知支所長（片山俊明君） 和知支所長の片山俊明と申します。以前は、合併協の方でいろいろお世話になっておりました。これからもお世話になります、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（長谷川博文君） おはようございます。総務課長の長谷川博文でございます。旧瑞穂町役場出身でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画情報課長（田端耕喜君） おはようございます。企画情報課長の田端耕喜でございます。旧丹波町役場の職員でございます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

○会計課長（下伊豆かおり君） おはようございます。会計課長の下伊豆かおりと申します。旧和知町職員です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） おはようございます。子育て支援課長の朝倉富雄でございます。旧瑞穂町職員でございます。よろしくお願いいたします。

○地域医療課長（上田 進君） 地域医療課長の上田 進でございます。旧瑞穂町職員でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○教育次長（松村康弘君） おはようございます。教育次長の松村康弘でございます。旧丹波町職員でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（野間広和君） おはようございます。保健福祉課長の野間広和と申します。旧和知町職員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（岩崎弘一君） おはようございます。住民課長の岩崎弘一と申します。旧丹波町職員でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（伊藤康彦君） おはようございます。税務課長の伊藤康彦です。旧瑞穂町職員でございます。よろしくお願ひします。

○水道課長（田井 勲君） おはようございます。水道課長の田井 勲と申します。旧和知町職員でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○土木建築課長（岩田恵一君） 皆さん、おはようございます。旧瑞穂町職員で、今回の合併によりまして土木建築課長を拝命しました岩田恵一と申します。よろしくお願ひします。

○産業振興課長（山田 進君） おはようございます。産業振興課長の山田 進でございます。

今後ともよろしく願いをいたします。丹波町出身でございます。

《町長あいさつ》

○事務局長（谷 俊明君） 自己紹介が終わりましたので、ここで、町長からごあいさつを賜りたいと思います。

○町長（松原茂樹君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

けさは、一段と寒さも厳しく、本格的な冬の訪れを感じます本日ここに、京丹波町第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところ全員のご出席を賜り、ここに初議会が開会できますことを厚く御礼申し上げます。

本臨時会は、去る10月11日に、丹波町、瑞穂町、並びに和知町の3町が合併を行い、京丹波町が発足し、さらに町長、町議が誕生し、本格的に京丹波町が始動する記念すべき最初の町議会でございます。

議員の皆様におかれましては、先の11月20日に執行されました京丹波町議会議員一般選挙におかれまして、それぞれに厳しい選挙戦の中を勝ち抜かれ、町民各位の指示を得て、めでたくご当選の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げます。

不肖、私も、同日選挙におきまして、各位並びに町民の皆様方の支援を賜り、京丹波町の初代町長として町政のかじ取り役をという大役をあずかることになりました。改めて厚く御礼を申し上げますとともに、全身全霊を傾けて京丹波町のまちづくりに取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、京丹波町は、京都府の中部に位置し、日本海へ流れる由良川の上流地であり、分水嶺の町でもあります。緑豊かな田園地でありますとともに、古くから交通の要衝地として栄え、全国でも名の通った農林特産品の丹波ブランドの町として有名であります。人口は1万8,000人、高齢化率が約29.2%で、町域も303平方キロと大きな面積を有しております。

私は、こうした地域の特性、保有の財産を大いに生かしながら、地方分権の時代を迎えた今日、地方の充実にあふさわしい、合併して住みやすい町だな、また住んでよかったなど実感していただけるまちづくりに向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。

そのまちづくりにおきましては、融合いたしました3つの町の住民が、不公平感や行政サービスの低下、将来への不安を感じることはないよう、公正・公平なバランスのとれた行政運営に努めなければならないと、このように思っております。

さらに、三位一体の改革により、これまで以上に厳しい財政事情となる上、地域の実情と住民ニーズに合った個性的な政策や、より費用効果の高い政策が求められることとなります。

そこで、行政改革と殊さらに言うまでもなく、行政のスリム化、効率化はもちろん、職員のマンパワーを高め、行政サービス体制の再構築を図るとともに、住民自治意識の構築と、その活動を支援する助成金制度を設けるなど、新時代にふさわしい住民主役の京丹波町政を確立したいと思っております。

当面の課題といたしまして、生活の足の確保としてのバス路線の再編、旧町間で異なる情報基盤の一元化、さらに人権を尊重し、保健・福祉・医療の充実、防災など、安心・安全のまちづくりはもとより、農林商工業の振興、上下水道の一層の整備促進、教育の振興、子育て支援など、若者定住対策に重点を置いた施策を住民参加の中で進められるよう、情報開示を行いながら取り組んでまいりたいと思っております。

合併協議会において策定されました新町まちづくり計画に基づき、丹波高原に包まれ、人の交流、連携で築く、ぬくもりと躍動のある町をベースにして、心の通った、住んでいる者のお互いの顔と息遣いが聞こえるまちづくりに励んでまいりたいと思っております。

どうか、新生京丹波町のまちづくりを、議員各位の英知と行動力をお借りいたしまして、議会と理事者並びに町職員が一丸となりまして、力強いスタートを切らせていただくことを切にお願い申し上げます。

さて、今議会に付議いたします案件は、京丹波町発足に伴います地名の変更、条例や予算の専決処分をさせていただきますので、これを報告し、承認を求めるものが8件でございます。

内容につきましては、提案の都度、関係職員からご説明を申し上げますので、十分にご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、初議会の招集のごあいさつとさせていただきます。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

《臨時議長紹介》

○事務局長（谷 俊明君） 本日は、選挙後初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日のご出席議員のうちで、年長議員であります室田隆一郎議員に臨時議長をお願いいたします。

室田隆一郎議員、議長席へお願いいたします。

(室田隆一郎臨時議長 登壇)

○臨時議長(室田隆一郎君) ただいま紹介いただきました室田隆一郎でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を務めます。どうかよろしく
お願いいたします。

《開会及び開議宣告》

○臨時議長(室田隆一郎君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達して
おりますので、ただいまから、平成17年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、「京丹波町議会会議規則」がまだ制定されておりませんが、今
議会に発議第1号で提案されます「京丹波町議会会議規則案」に準じて進行することとし、
会議の傍聴につきましては、制定予定の「京丹波町議会傍聴規則」に準じて取り扱うことと
いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(室田隆一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議事の進行は、「京丹波町議会会議規則案」に準じて進めることとし、会議の傍聴
は、「京丹波町議会傍聴規則」に準じて取り扱います。

《日程第1、仮議席の指定》

○臨時議長(室田隆一郎君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで、町長部局には大変恐縮ですが一たん退席をお願いいたし、後ほど再度ご出席をお
願いすることといたしたく思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時20分

○臨時議長(室田隆一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第2、議長選挙》

○臨時議長（室田隆一郎君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（室田隆一郎君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、藤田正夫君、西山和樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、京丹波町議会の印を押印した投票用紙を配付いたしますが、現時点では「京丹波町議会投票用紙規定」、「京丹波町議会公印規程」が制定されておられませんので、正式な投票用紙、公印とは認められませんが、投票用紙の正確を期すため、今後制定される規定の投票用紙を使用し、公印を押印しております。ご了承をお願いいたします。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（室田隆一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（室田隆一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○臨時議長（室田隆一郎君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（谷 俊明君） 2番、藤田正夫議員、3番、西山和樹議員、4番、岡本 勇議員、5番、山西 桂議員、6番、畠中 勉議員、7番、横山 勲議員、8番、野口久之議員、9番、吉田 忍議員、10番、篠塚信太郎議員、11番、小田耕治議員、12番、東 まさ子議員、13番、今西孝司議員、14番、山田 均議員、15番、山内武夫議員、16番、野間和幸議員、17番、片山孝良議員、18番、坂本美智代議員、1番、室田隆一郎議員。

○臨時議長（室田隆一郎君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（室田隆一郎君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

藤田正夫君、西山和樹君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（室田隆一郎君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、室田隆一郎、9票、岡本 勇君、9票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であり、室田隆一郎と岡本 勇君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

室田隆一郎及び岡本 勇君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

藤田正夫君、西山和樹君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

（室田隆一郎議員、岡本 勇議員によるくじ）

○臨時議長（室田隆一郎君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、岡本 勇君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○臨時議長（室田隆一郎君） ただいま議長に当選されました岡本 勇君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

岡本 勇君、議長当選の承諾のあいさつをお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ただいまの議長選挙におきまして、皆様のご指名を受けまして、京丹波町初代の議長として就任をさせていただくことになりました。

今回の合併につきまして、私も選挙に際しまして、新しいまちづくりに参画し、明るい将来を目指したいと、このような思いをもとに立候補いたし、激しい選挙戦の末に議員として登板させていただき、また、今日のこの議長選挙におきまして、このような栄誉をいただいたわけでございます。

私も、過去、2期議員として、また最終的には副議長といたしまして議長のサポートをさせていただいた経過はあるわけでございますけれども、今後の新しいまちづくりにつきまして、議員諸君のご理解とご協力を得まして、また松原町長の施策につきまして、推進する努力をさせていただきたく考えております。

今後におきましても、微力でございます。何とぞ皆様のご指導を賜りながらこの大役を務めさせていただきたい、かように思っております。

何分にも唐突なことでございます。簡単ではございますけれども、議長の意に当たりまして、一言御礼とお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（室田隆一郎君） 以上で、議長選挙を終結いたします。

これで、臨時議長の職務が全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

岡本 勇議長、議長席にお着きください。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 9時47分）

（再開 午前 9時55分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、別紙のとおり日程を追加して、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君）

ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、議事を進めます。

《日程第1、副議長選挙》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（岡本 勇君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、山西 桂君、畠中 勉君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長(岡本 勇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(岡本 勇君) 投票箱、異常なしと認めます。

だいたいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(谷 俊明君) 1番、室田隆一郎議員、2番、藤田正夫議員、3番、西山和樹議員、5番、山西 桂議員、6番、畠中 勉議員、7番、横山 勲議員、8番、野口久之議員、9番、吉田 忍議員、10番、篠塚信太郎議員、11番、小田耕治議員、12番、東 まさ子議員、13番、今西孝司議員、14番、山田 均議員、15番、山内武夫議員、16番、野間和幸議員、17番、片山孝良議員、18番、坂本美智代議員、4番、岡本 勇議員。

○議長(岡本 勇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

山西 桂君、畠中 勉君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(岡本 勇君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票です。

有効投票のうち、野口久之君、7票、野間和幸君、7票、山田 均君、4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であり、野口久之君と野間和幸君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

野口久之君及び野間和幸君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

山西 桂君、畠中 勉君、くじの立ち会いをお願いいたします。

(野口久之議員、野間和幸議員によるくじ)

○議長（岡本 勇君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、野間和幸君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長（岡本 勇君） ただいま副議長に当選されました野間和幸君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

野間和幸君、副議長当選の承諾のあいさつをお願いいたします。

○副議長（野間和幸君） 失礼いたします。ただいまの選挙によりまして、ありがたく、厚かましく、副議長の任を仰せつかることになりました。

若輩者でございますので、人生のひだを、そして経験のひだをたくさん重ねてこられました皆さんに何とでもお支えをいただきまして、私自身もまた支えていただきましたその手で議長を支えて、京丹波町議会がスムーズに運びますよう努力してまいりたい、そういうふうに願っておりますとともに、決意をいたしておるところでございます。

私は、旧和知町で議員をさせていただいておりますときに、和知町の議員の皆さんと、さらに町民の皆さんと、顔が見え、人の息遣いが伺い知ることのでき得る町を目指したいの願いで、3町合併を推進してきた一人でございます。

幸い、この地域の3つの町は、それぞれそのような願いの中で取り組んでいただき、こうして京丹波町がスタートいたしております。

皆さんの願いがしっかりと町政に反映され、光と心が隅々に届くよう努力してまいりたい、そのための副議長としての役割を果たしてまいりたい、このように覚悟をいたしております。

どうか、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻賜りますことを心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いたします。

○議長（岡本 勇君） 副議長選挙を終結いたします。

暫時休憩いたします。休憩は、10時40分に再開いたします。

再開します10時40分から、第1会議室におきまして全員協議会を開催いたします。

休憩中におきまして、議席の指定等につきましてのくじをされるわけでございますけれども、そのような形でお集まりいただきたいと思います。

(休憩 午前 10時20分)

(再開 午前 11時25分)

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第2、議席の指定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

ご異議ありませんか。

山田議員。

○10番（山田 均君） 議席の指定ですので、やっぱり事務局長が読み上げて、ちょっと確認をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（谷 俊明君） それでは、議席番号の1番からご氏名を申し上げます。

1番、西山和樹議員さん、2番、室田隆一郎議員さん、3番、東 まさ子議員さん、4番、片山孝良議員さん、5番、横山 勲議員さん、6番、坂本美智代議員さん、7番、今西孝司議員さん、8番、小田耕治議員さん、9番、畠中 勉議員さん、10番、山田 均議員さん、11番、藤田正夫議員さん、12番、山内武夫議員さん、13番、篠塚信太郎議員さん、14番、吉田 忍議員さん、15番、山西 桂議員さん、16番、野口久之議員さん、17番、野間和幸議員さん、18番、岡本 勇議員さん。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上のとおり、議席を指定いたします。

《日程第3、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・西山和樹君、2番議員・室田隆一郎君を指名いたします。

《日程第4、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から12月1日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から12月1日までの2日間と決しました。

ただいまから、会期日程表を配付いたします。

《日程第5、発議第1号 京丹波町議会会議規則の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、発議第1号 京丹波町議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提出者、東 まさ子さんの提案理由の説明を求めます。

東 まさ子さん。

○3番（東 まさ子さん） それでは、発議第1号について、提案理由を説明申し上げます。

この会議規則は、地方自治法第120条に基づき制定するものであり、議会会議のあり方を明らかにするものであります。

内容につきましては、標準町村議会会議規則に準じて制定しようとするものであります。

なお、この規則は、附則により、平成17年11月30日から施行するものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、発議第1号の提案理由の説明といたします。

ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上の説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田議員。

○10番（山田 均君） この際、提出者というよりも、ちょっと議長にお尋ねしておきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（岡本 勇君） どうぞ。

○10番（山田 均君） 提案されました55条をちょっと見ていただきたいんですが、55条は質疑の回数について定めておるものなのですが、「同一議員につき同一の議題について3回を超えることができない」と、「ただし、特に議長の許可を得たときにはこの限りでない」

と、こうなっておるんですが、これまでの旧町のそれぞれの議会の慣例等もあったかと思うんですが、これはあくまでも標準、いわゆる規則できておるもので、一応こういうようになっていると思うんですが、できるだけ、特に議員というのは議会で発言するのが最大の責任もあるわけでもありますので、できるだけ3回で切るといことになしに、やはりできるだけ幅を持たせて、議長の権限でひとつお願いしておきたいと、そういう意味でございますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

○議長（岡本 勇君） ただいまの山田議員の質問につきまして、私の考えを申し述べておきたいと思います。

このように3回という制限を設けさせてもらっておることにつきましては、議会のスムーズな運営が目的でございます。また、その1回につきましての十分な質疑を行えるように、各議員の日ごろの研さん等々も含めましてお願いをしておきたい。

原則としては、3回ということを守らせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（岡本 勇君） はい、どうぞ、山田議員。

○10番（山田 均君） 特にこの関係では、議長の説明のとおりかと思うんですが、いわゆる答弁ですね、そういう不十分とか、そういうことが多分にあることも多いので、そういう意味で、議長の権限の範囲内でございますけれども、その辺のことをひとつお願いしておきたいと思います。そういう意味でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 答弁につきましても、簡潔、要領よくしていただく、また当を得た答弁としていただくように、申し入れはさせていただきます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

発議第1号、京丹波町議会会議規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、発議第2号 京丹波町議会委員会条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、発議第2号 京丹波町議会委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者、坂本美智代さんの提案理由の説明を求めます。

坂本美智代さん。

○6番（坂本美智代君） それでは、発議第2号について、提案理由を説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第109条から第111条の規定に基づき、制定するものであります。

内容につきましては、標準町村議会委員会条例に準じて制定しようとするものであります。第2条において3つの常任委員会、第5条では議会運営委員会を設置するほか、第6条において、必要に応じ、特別委員会を設け、審査、調査を通じて効率的な議会運営を目指すものであります。

なお、この条例は、附則により、平成17年11月30日から施行するものであります。

以上、まことに簡単であります。発議第2号の提案理由の説明といたします。

ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結します。

これより、発議第2号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

発議第2号 京丹波町議会委員会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、発議第3号 京丹波町議会事務局設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、発議第3号 京丹波町議会事務局設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者、畠中 勉君の提案理由の説明を求めます。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） それでは、発議第3号について、提案理由を説明申し上げます。

この条例は、京丹波町議会の事務について担当するため、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、制定するものです。

この規則は、附則により、平成17年11月30日から施行するものであります。

以上、まことに簡単であります。発議第3号の提案理由の説明といたします。

ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

発議第3号 京丹波町議会事務局設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後1時より、再開をさせていただきます。

並びに、1時より、第1会議室におきまして全員協議会を開催いたします。

（休憩 午前 11時43分）

（再開 午後 1時50分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第8、常任委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

事務局より、名簿を朗読いたさせます。

○事務局長（谷 俊明君） それでは、常任委員会の名簿を朗読させていただきます。

総務文教常任委員会でございます。お名前につきましては、議席の順番でございます。

室田隆一郎議員、片山孝良議員、坂本美智代議員、今西孝司議員、野口久之議員、岡本 勇議員。

産業建設常任委員会でございます。

横山 勲議員、畠中 勉議員、山田 均議員、篠塚信太郎議員、山西 桂議員、野間和幸議員。

福祉厚生常任委員会でございます。

西山和樹議員、東 まさ子議員、小田耕治議員、藤田正夫議員、山内武夫議員、吉田 忍議員。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 朗読のとおり、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、総務文教常任委員会を議長室で、産業建設常任委員会を第1会議室で、福祉厚生常任委員会を議員控え室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、それぞれ年長の委員でお願いいたします。

それでは、ただいまから、2時20分まで休憩とします。その間に開催をしていただくということです。2時20分までお願いしておきます。

（休憩 午後 1時53分）

（再開 午後 2時13分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局より報告させます。

○事務局長（谷 俊明君） 報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に野口久之議員、副委員長に坂本美智代議員。
産業建設常任委員会、委員長に畠中 勉議員、副委員長に篠塚信太郎議員。
福祉厚生常任委員会、委員長に藤田正夫議員、副委員長に東 まさ子議員。
以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 報告のとおりであります。

ここで、暫時休憩いたします。

第1会議室で全員協議会を開催いたします。

（休憩 午後 2時15分）

（再開 午後 2時32分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第9、議会運営委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議会運営委員の選任について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

改めて、事務局に名簿を朗読させます。

○事務局長（谷 俊明君） それでは、議会運営委員会名簿につきまして、朗読をさせていただきます。お名前は、議席番号順でございます。

京丹波町議会運営委員会委員、畠中 勉議員、藤田正夫議員、吉田 忍議員、野口久之議員、野間和幸議員。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 朗読のとおり、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を議員控え室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員でお願いいたします。

(休憩 午後 2時35分)

(再開 午後 2時46分)

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局より報告させます。

○事務局長（谷 俊明君） 報告いたします。

議会運営委員会、委員長に吉田 忍議員、副委員長に野間和幸議員。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、特別委員会の設置並びに委員の選任について協議をさせていただきます。

それでは、大変恐れ入りますけれども、移動をお願いいたします。

(休憩 午後 2時47分)

(再開 午後 3時15分)

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第10、特別委員会の設置並びに委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題いたします。

お諮りいたします。

地方自治法第110条第1項、及び京丹波町議会委員会条例第6条の規定により、お手元に配付の「特別委員会の設置について」のとおり、特別委員会を設置することといたしたいと思います。

事務局に、お手元に配付の特別委員会設置についてを朗読いたさせます。

○事務局長（谷 俊明君） 特別委員会の設置について、地方自治法（昭和22年法律）第67号第110条第1項及び京丹波町議会委員会条例第6条の規定による特別委員会。

記、委員会名、人数、目的、調査期限の順に朗読をさせていただきます。

交通網対策特別委員会、9人、JR山陰本線、町営バス運行、京都縦貫自動車道等の交通網対策に関する調査、調査終了まで。

ダム関連特別委員会、8人、ダム建設及び周辺環境整備等に関する調査、調査終了まで、

議会広報特別委員会、8人、議会広報紙の発行及びホームページの作成に関する調査、調査終了まで。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 朗読のとおり、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の「特別委員会の設置について」のとおり設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の特別委員会委員名簿のとおり指名いたしたいと思います。

事務局に名簿を朗読いたさせます。

○事務局長（谷 俊明君） 京丹波町議会特別委員会、交通網対策特別委員会、議席順にお名前を朗読させていただきます。

片山孝良議員、横山 勲議員、坂本美智代議員、小田耕治議員、山田 均議員、山内武夫議員、篠塚信太郎議員、山西 桂議員、野口久之議員。

ダム関連特別委員会でございます。

西山和樹議員、室田隆一郎議員、東 まさ子議員、今西孝司議員、畠中 勉議員、藤田正夫議員、野間和幸議員、吉田 忍議員。

議会広報特別委員会でございます。

東 まさ子議員、片山孝良議員、横山 勲議員、小田耕治議員、山田 均議員、山内武夫議員、篠塚信太郎議員、山西 桂議員。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 朗読のとおり、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は、お手元に配付の特別委員会委員名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、先に交通網対策特別委員会を第1会議室で、ダム関連を議員控え室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

終わりましたら、続いて、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、それぞれ年長の委員でお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

山田議員。

○10番（山田 均君） 議会広報はどここの会議室ですか。

○議長（岡本 勇君） 2つの会議が終わりまして、そこから委員さんがまた出てもらわないけませんので、若干時間の差異は出てこようと思うんですけども、手っ取り早く言えば、早いこと終わった方に入ってもらうとかいうことにしたらどうでしょうか。

○10番（山田 均君） それでは、決めておいてもらった方がいいでしょう。

○議長（岡本 勇君） それでは、一番手っ取り早いのは、第1会議室にしましょうか。
よろしくをお願いします。

（休憩 午後 3時17分）

（再開 午後 3時42分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、各特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、事務局から報告させます。

○事務局長（谷 俊明君） 報告いたします。

交通網対策特別委員会、委員長に山内武夫議員、副委員長に山西 桂議員。

ダム関連特別委員会、委員長に今西孝司議員、副委員長に室田隆一郎議員。

議会広報特別委員会、委員長に小田耕治議員、副委員長に山田 均議員。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

第1会議室におきまして全員協議会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。

（休憩 午後 3時43分）

（再開 午後 3時52分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第11、一部事務組合議会議員（船井郡衛生管理組合議会議員2人）の選挙》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、一部事務組合議会議員（船井郡衛生管理組合議会議員2

人)の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に、野間和幸君、藤田正夫君の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した野間和幸君と藤田正夫君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した野間和幸君、藤田正夫君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された野間和幸君、藤田正夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第12、一部事務組合議会議員(中部広域消防組合議会議員4人)の選挙》

○議長(岡本 勇君) 日程第12、一部事務組合議会議員(中部広域消防組合議会議員4人)の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

京都中部広域消防組合議会議員に、野間和幸君、野口久之君、坂本美智代さん、岡本 勇を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、野間和幸君、野口久之君、坂本美智代さん、岡本 勇を中部広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、野間和幸君、野口久之君、坂本美智代さん、岡本 勇が中部広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、中部広域消防組合議会議員に当選された、野間和幸君、野口久之君、坂本美智代さん、岡本 勇が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第13、一部事務組合議会議員(国民健康保険南丹病院組合議会議員1人)の選挙》

○議長(岡本 勇君) 日程第13、一部事務組合議会議員(国民健康保険南丹病院組合議会議員1人)の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

国民健康保険南丹病院組合議会議員に、岡本 勇を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した岡本 勇を、国民健康保険南丹病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、岡本 勇が、国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選しました。

4時10分まで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時55分)

(再開 午後 4時 7分)

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

田淵敬治参事より、欠席届が出ております。親戚葬儀のためという理由でございます。

報告終わります。

以上で、本日付議されました日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

明日、12月1日は、午前9時に議場にご参集いただきますよう、よろしくお願いたします。

午後 4時8分 散会

平成17年第1回京丹波町議会臨時会（第2号）

平成17年12月1日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町内における字の区域及び名称の変更について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定について

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町一般会計暫定予算、他16件の特別会計暫定予算について

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町指定金融機関の指定について

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

和知町町営バス運行事業条例の一部改正について

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部改正について

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算（第1号）、他5件の特別会計補正暫定予算（第1号）について

日程第10 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1 番	西 山 和 樹 君
2 番	室 田 隆一郎 君
3 番	東 まさ子 君
4 番	片 山 孝 良 君
5 番	横 山 勲 君
6 番	坂 本 美智代 君
7 番	今 西 孝 司 君
8 番	小 田 耕 治 君
9 番	畠 中 勉 君
10 番	山 田 均 君
11 番	藤 田 正 夫 君
12 番	山 内 武 夫 君
13 番	篠 塚 信太郎 君
14 番	吉 田 忍 君
15 番	山 西 桂 君
16 番	野 口 久 之 君
17 番	野 間 和 幸 君
18 番	岡 本 勇 君

4 欠席議員

な し

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町 長	松 原 茂 樹 君
教 育 長	山 本 和 之 君
参 事	片 山 長 男 君
参 事	寺 井 行 雄 君
参 事	田 渕 敬 治 君
瑞穂支所長	森 田 一 三 君
和知支所長	片 山 俊 明 君

総務課長	長谷川博文君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	伊藤康彦君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	岩田恵一君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	松村康弘君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	谷俊明君
書記	西山民子君
書記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回京丹波町議会臨時会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～議事日程の報告～

○議長（岡本 勇君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・西山和樹君、2番議員・室田隆一郎君を指名いたします。

《日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町内における字の区域及び名称の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町内における字の区域及び名称の変更について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

ただいま上程になりました承認第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

京丹波町内における字の区域及び名称の変更については、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、表にありますように、大字または字の表示を除き、住所表示を簡略化したものでございます。

どうぞよろしくご審議を賜りまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町内における字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員でございます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) ただいま上程になりました承認第2号の提案の理由につきまして、説明を申し上げます。

京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定については、急を要したことから、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細については、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岡本 勇君) 長谷川総務課長。

○総務課長(長谷川博文君) おはようございます。

それでは、私から、承認第2号の詳細についてご説明をさせていただきたいと存じます。

京丹波町の条例の専決処分でございますが、条例第1号京丹波町役場位置条例から、条例191号の京丹波町質美財産区管理条例までの191の条例について、専決処分の承認を求めるものでございます。

旧3町の条例の中から、京丹波町の設置に伴いまして、必要不可欠なものについて条例化を図ったものでありますけれども、専決いたしました条例すべてをこの場でご説明申し上げることは困難でございますので、町運営上重要と思われるものについて、その概要をご説明いたしたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

まず初めに、条例第5号、京丹波町課設置条例、例規集で申し上げますと21ページに載っている分でございますが、この合併に当たりまして、行政課題であります少子化に対応す

るため、総合的な子育てのための調整や取り組み強化を図るために、新たに子育て支援課を設置いたしました。

また、合併によりまして、公的医療機関が4カ所ということになることから、調整機能と運営強化を図るために、地域医療課を設置することなどについて、その分掌をこの条例では定めております。

次に、条例第6号の京丹波町支所設置条例、例規集で申し上げますと35ページになるわけですが、これについては、住民のサービスが低下しないようにするため、旧瑞穂町役場を瑞穂支所、そして旧和知町役場を和知支所といたしまして、窓口業務及び総合調整機能を持たせました支所の設置を定めたものでございます。

次に、条例第36号、京丹波町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、ページで言いますと411ページになりますが、これについてご説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の第203条第5項の規定に基づきまして、京丹波町議会議員の皆さんに支給をいたします報酬、費用弁償及び期末手当に関して、必要な事項を定めたものでございます。

ごらんいただいているとおり、京丹波町議会議員の報酬額は、議長、月額30万円、副議長、月額23万円、議会議員、月額21万円と定めております。

また、第5条で、費用弁償として旅費の支給について、また6条では期末手当の支給について定めております。

次に、条例第40号でございます。京丹波町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例について、ご説明申し上げます。

414ページでございます。

この条例も、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者に対して支給する報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めたものでございます。

報酬及び費用弁償でございますが、費用弁償は旅費について対象にしておりますが、表に示しているとおりでございます。

申しわけございません。先ほど間違えました。36号でございますね。37です。申しわけございません。たびたび失礼いたしました。37号でございます。

次に、条例の第40号、京丹波町特別職員の給与及び旅費に関する条例について、ご説明を申し上げます。

この条例は、町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関して、必要な事項を定めるものでございます。

給料の額については、町長、75万円、助役、62万円、収入役、56万円と定めております。

また、この中の2条で期末手当の支給、それから7条で旅費の支給について定めております。

次に、条例第43号、ページで言うと426ページでございますが、京丹波町の職員の給与に関する条例について、ご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の第24条の6項に規定しておりまして、職員の給与に関して必要な事項を定めたものでございます。

一般行政職につきましては、国家公務員の行政職給料表の1に準じて定めたものでございまして、条例の中にあります別表1によりまして、8級制を採用しております。

その8級制を適用しますのは、参事級、支所長、総括課長としておりまして、その一つの手前の7級については、課長級に適用するということになっております。

なお、この3町の合併を機に、3町の職員の給料格差を是正するために、合併時に数の調整を行っております。

その他、多数の条例を専決処分いたしましたものが、そのほとんどが旧町にある条例を調整したものでございます。

また、これらの新町で制定した条例のほかに、旧町の条例をそのまま一定期間生かして適用いたしますいわゆる暫定施行の条例を、例規集の2、234ページ以降に掲載しております。後ろの方でございます。

これらの条例は、消防団、バス運行、情報関係施設、国民健康保険などで、一定期間に見直しが必要なものなどを、期間を限定して施行させるものでございます。

以上、専決処分をいたしました条例について、抜粋して概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明の補足を終わらせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番議員（坂本美智代君） 1点、お伺いします。

条例第90号の学校施設使用に関する条例なんですけれど、その中の使用料のことに關してちょっとお伺いしたいんですけれど、旧瑞穂の場合は、今までは3時間以内は520円と使用料がなっておりましたのが、今回、1時間当たりで315円ということになっておりま

すが、これを3時間にかえますと945円という金額になるんですけれども、これまで瑞穂の場合は、ほかの旧町でもそうかもわかりませんが、町が主導してきた地域型スポーツクラブというのがあるんですね、それを旧町、旧村単位でやっておりまして、質美の場合は毎週土曜日、4回しております。それぞれ工夫してしておられるんですけれども、旧町の瑞穂のときでも、ちょっと、私、一般質問でもさせていただいた中で、大変運営が厳しいということで、何ぼかちょっと補助金を出してもらおうことになったんですけれども、これは使用料がこうして2倍近く上がるとなれば、ますます運営が大変やないかなということと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいんですけれど。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今のご質問でございますが、旧3町間で、いろいろ使用料等もかなり差もあるところもあるわけでございます。そういった関係で、いろいろ旧3町間で部会の中でいろいろ協議をいただきまして、決定したのが1時間当たり315円というようなことでございます。

今おっしゃいますように、総合型の地域スポーツクラブといいますのは、本当に子どもたちにとっても、また地域の教育力を高めるためにも大切なそういった趣旨で、京都府あるいは国を挙げて取り組みがされようといたしておるわけでございます、特に旧瑞穂町さんにつきましては、早くから各校下ごとにお取り組みをいただいて成果を上げていただいていることは十分承知をいたしておるわけでございますが、あくまで地域総合型スポーツクラブにつきましては、自主運営が主な事業でもあるわけでございます、料金的にはこうした形で調整させていただいておるわけでございます、そういった点も十分ご理解いただくようお願い申し上げたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 今、教育長からそのように答弁いただいたんですけれども、この先、そういったある一定の減免とか割引とか、そういったことの方角は考えておられないということでしょうか。

もし、そういったサークルの方から申し入れがあったときに、もう少し減免してほしいとか、そういったことがあったときに対する対応をちょっとお聞かせください。

○議長（岡本 勇君） 教育長。

○教育長（山本和之君） これは、公民館の使用料についてもそうでございますけれども、旧丹波町につきましては、いろんなサークルの関係につきましては、そういったサークルを支

援していくという意味で、今日まで使用料は徴収をしておらなかったというようなことでございますし、また旧瑞穂町さん、また旧和知町さんにつきましては、公民館の使用料も徴収されておったというようなことでございまして、公民館の使用料につきましても3町間いろいろ格差があったわけございまして、それらを調整させていただいて、今回公民館の使用料の関係につきましても上程させていただいておるわけでございますが、いろいろ旧丹波町につきましても、今までサークルの方からは徴収をしていなかったというようなことも含めて、現在周知期間的にそうした期間も設けていく必要があるというようなこともあるわけございまして、またサークル、その他、いろいろな面で支援していくという観点から、減免措置も条例でうたわれておりますので、その範囲を今明確化すべく、案も取りまとめて、近々教育委員会でいろいろ審議をしていただく手はずになっておりまして、そういった減免措置につきましては、そういった形で今現在検討させていただいておるというような状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 今の件で関連したことなんですけれども、丹波町の仮に中央公民館の場合でございましたら、これは4時間の料金体系が出ておるわけですね。こんなもん、今までの会議の中で、仮に6時から10時まで貸してくれというようなのは少ないわけですよ。大体時間帯にするのやったら2時間単位ぐらいやというふうに思うんですけれども、1時間使うのも4時間使うのも同じ金額というようなことは、僕はこれはおかしいと思います。

それについても、やっぱり1時間単位で何ぼと。お金を徴収するということは、これは電気代とかクーラー、冷暖房の関係で、これは僕は取るべきやとは思いますがけれども、ちょっとその辺の見直しをやっていただかないと、1時間使うのも4時間使うのも同じ単価やというようなことは、僕はおかしいと思いますので、ぜひその辺もやっぱり使いやすいように料金体系をつくってもらいたいと。

これも、料金体系ができた時点ですぐに、あれは10月からでしたか、急に値段が上がったというようなことで、先ほど話が出ていましたように、丹波町の場合は中央公民館サークル講座に入っておる分については、中央公民館の方でいわゆる補助というか、無料にさせていただいておったということもあったんですけれども、それもあるサークルの方にやっぱり一応連絡をとって、こういう単価になりますよと、また来月から上がりますよというのをそれぞれの監督さんといいますか、その責任者の方に連絡して、値段を上げてもらうというような格好をしないと、何も連絡なしにポンと請求書が、きょうから要るんやというような状況やったというようなことは、余りにもひどいんじゃないかというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今おっしゃいました件につきましては、申しわけなく思っております。

条例は施行されましたけれども、一定の周知期間は必要であるというようなことで考えておりました、異動もございましたので、すぐ全職員にも周知ができなかったというようなことで、いろんな対応がいろいろございまして、その点、大変申しわけなく思っておるわけですが、旧丹波町の公民館の使用料につきましては、旧3町間で調整をさせていただいて、以前よりは減額になっておるといような状況にあるわけですが、この料金につきましても、先ほど申し上げましたとおり、減免措置を講じていくような形で今検討させていただいておるわけですが、十分サークルの皆さん方にも周知をさせていただいて、ご理解をいただく中で実施をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野口君。

○16番（野口久之君） そういう形で見直しをしていただきたいと思いますというように思うわけですが、もう1点申し上げたいと思うんですけれども、そういう料金体系で来ながら、12月いっぱいまでは何か無料にするとかいうようなことをお聞きしています。それに対して不足はないんですけれども、そういうふうに徹底したのなら徹底したで、みんなに連絡してやらないかと思えますよ。いつの間に12月まで無料にしてもろたのか、今までの料金より安くしてもろたのかというようにことも、やっぱりその辺の連絡はきちっと、それぞれを利用してやってもろておる人に連絡をとって、12月までは今までの体系でいくとか、安くさせてもらおうとかいうようなことは、やっぱり利用者に対して、これから新しいまちづくりに対して、みんなが仲よく安心したよいまちづくりということを目指しておりながら、安くしてもらおうということについてはいいんですけれども、それをみんなに徹底して連絡をとっていただきたいと思いますというように思います。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） おっしゃるとおりでございます。

実は、明日、教育委員会を開催させていただく予定でございまして、その辺も十分ご審議をいただく中で、一般に周知をさせていただくつもりはしておったわけですが、内々そういったことで、当然職員の方からそういうことが出ているんだというように思うわけですが、すぐやはり教育委員会をさせていただいて、正式にそういった考え方を打ち出していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 今西君。

○7番（今西孝司君） 161号に、和知の民俗芸能と総合シンボル文化センターというように上がっておるんですけれども、これまでから和知町は大変民俗芸能の方に力を入れておられたように存じておりますけれども、旧丹波町におきましても、尾長野に八坂太鼓という民族芸能がありまして、活発な活動をしておられるんですけれども、旧丹波町議会でも、私はこの民俗芸能に何らかの形で補助を行って育てていくべきだということを何度も発言をいたしましたけれども、一向にそういうことが聞き入れられておりません。

今回、京丹波町になったのを機会に、この旧丹波町に存在する八坂太鼓にも何らかの支援を行って、和知の民族芸能と同様に育てていく支援が行われるべきだというふうに考えるんですけれども、その点、どのようにお考えか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君）

山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今回ご質問の八坂太鼓の関係でございますけれども、以前から旧丹波町の方で補助基準も設けているわけございまして、助成はさせていただいた経過があるわけでございます。

今ご質問いただきました和知の民族芸能ですか、そういった関係につきましても、私もまだ周知はしておらないような状況もございますので、そこら辺は当然旧3町間、不公平感のないような形でとり進めるべきだというふうに思っておりますので、そこらは十分内容を検討されて、これから進められるべきものだというふうに理解しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 今西君。

○7番（今西孝司君） 旧丹波町においては、何か宝くじからの配当があったときとか何とかにちょっと支援をしたとかいうようなことは聞いておりますけれども、やはり和知町と同じように予算を上げて、年間何ぼの補助金を出すとか、こういうときにはこれだけの補助金を出すというような確かな補助を行わなければ、何か降ってわいたような宝くじの配当があったときに何ぼか支援をするとかいうようなことでは十分ではないと思うので、やはり合併をして一つの町になったのですから、和知の民俗芸能同等の補助をこれからはもう行っていくということを約束していただきたいというふうに思えます。

○議長（岡本 勇君）

山本教育長。

○教育長（山本和之君） そういった経常的な補助金につきましては、先ほども申し上げまし

たように、不公平感のないように統一した見解で実施をされるべきだと思っておりますので、今後の検討課題としてご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） 合併に伴いまして条例の調整をするということで、大変それぞれの町の特徴といいますか、地域の特徴が違っておる部分を調整するというのは大変難しいことだろうというふうに思っております。

ただ、一定出し入れがある中で、高くなった部分やら、安くなった部分やら、それはお互いに理解をして進めていかなければならないというふうに思っております。

それは、今もほかの皆さんのご質問にもありますように、一番身近な、今まさに自分が条例によって受ける利益といいますか、行政サービスといいますか、そういったことが住民にとっては一番大切な部分でありまして、その条例の変更によってどのように変わっていくかということをしっかり住民の皆さんに徹底いただく、理解をしていただくということが大切であろうと、そんなふうに思っております。

特に、今、保育所の入所にかかわりますご案内を、私どもの地域では防災無線を通して周知いただいておりますけれども、旧和知の場合は、いわゆる一カ所に集まっていたいただいて説明をしてきております。そのことが現実的にできない状況が生じたのかもわかりませんが、それはそれとして、やはり一定関係される皆さんがいわゆる入所に対して自然体で気楽に取り組むことができるような体制づくりというのがやっぱり一番大切ではないかな、そんなふうに思っています。

「詳しいことは本庁に聞いてください」と、そういう体制では、はっきり申し上げて行政サービスが低下したと言われざるを得ません。支所の機能がどこまで充実するか、あるいは充実させるかは、職員の皆さんの双肩にかかっておりますし、しっかりとその辺についての取り組みをいただくこと、特に保育所の場合はそれぞれの地域に施設がありますので、その施設に一番保護者の皆さんは近くいらっしゃいますので、そういったところを通じてしっかり伝達でき、理解をいただき、そして安心して子育てをしてもらえる環境、たまたま今は子育ての部分で申し上げましたけれども、他の条例についてもしっかりとした取り組みをいただくことをお願いしておきたい、そんなふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと議長にお尋ねしておきたいんですけども、今の副議長の質疑は、どの項目に対して質疑をやったのか、討論か何かわからへんのやけれど、その辺はもうちょっと明確にしておいていただきたいなという要望をしておきます。

私は、ちょっとお尋ねしておきたいのは、今回191件ということで出されておるわけですが、我々、例規集もいただいたわけですが、この191件というのを提案いただいてから見ておる時間というのは、本当にこれはもうないというのが実際の状況やと。

議員をそれぞれ経験されてきた方については、よく理解をされておるかなというように思うんですが、そういう立場からちょっと1点、これは総務課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今もありましたけれども、それぞれ住民にとっては、料金が上がるとか、また安くなるということは、これは当然あるかと思うんですが、特にこの住民負担ですね、そういうものが増えるもの、この中では、今使用料の関係がありましたけれども、どういう条例がかかわっておるのか、ひとつお尋ねしておきたいということと、併せて、今もありましたように統一するというございますので、一定の条例を当然をつくるということになると、料金についてもいろんなものも設定せんならんということになります。そういう点から言うと、今もありましたように、いろんな取り組みの中で住民の負担が増えるということになると、これは合併によってマイナスという要素が大きいわけですので、そういうものについては負担の軽減とか、減免とか、そういうことを含めてやっぱり考えていくべきだと思うんですが、その辺も含めてどうのお考えなのか、併せてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） たくさんの条例がございますので、一つずつ見ていただくのは大変かというふうに存じ上げます。

今ご質問のあった負担増のお話でございますけれども、金額的なお話なのか、あるいは条件的なものか、ちょっと若干その辺はわからないんですけれども、金額的なものにつきましては、先ほどご質問がありました使用料的なもので増減をしているものがございます。確かにございます。

そのほか、条件的には、ちょっとすべてを掌握しておるわけではございませんですけれども、3町の調整によりまして、あるところでは減になっているし、あるところでは増になっていると、そういったものもあるというふうに認識はしておりますが、ちょっと今一つ一つを上げて、これがどうだというようなことはちょっと申し上げられませんで、ご容赦を願いたいというふうに思います。

いずれにしても、今後調整を進めていく中で、そういう不備というものの中には出てこようと思いますので、それにつきましては、今後の調整の中で問題が少なくなるように検討を加えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田君） ちょっと暫時休憩をお願いしたいんですが。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 時 分）

（再開 午前 時 分）

○議長（岡本 勇君） それでは、会議を再開いたします。

質疑のある方。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

山田議員。

○10番（山田 均君） 提案になっております専決処分の第2号につきまして、討論を行いたいと思います。

今、総務課長の方から説明もいただいたわけでございますけれども、全体を通じてこの条例の中身については、住民から考えれば負担のあるものも、また使用料の関係もあったわけでございますが、合併をして3町統一をしたという条例やと、こういうことございまして。

私につきましては、本案に賛成をするというものであります。特に説明がありましたように、住民がこの合併によって負担を感じたり、そしてまた使用料が大幅に上がるというふうなことによって、住民のいろんな運動や活動が停滞するということがあっては、これはならないわけでありまして、町長も就任のあいさつで、やはり3町が本当に住民が統一してよかったと言える、そういうまちづくりの方向も示しておられるわけでありまして、やはり当然これまでのいろんな条件や状況を踏まえた、そういう対応をしっかりといただくという点も併せて、料金の問題、そしてまた使用の問題を含めて、そういう点も併せて、特にそういう点も要望いたしまして、討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町一般会計暫定予算、他16件の特別会計暫定予算について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計暫定予算、他16件の特別会計暫定予算について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第3号の提案につきまして、その理由を申し上げさせていただきます。

平成17年度京丹波町一般会計暫定予算、他16件の特別会計暫定予算については、急を要したことから別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細については、各担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは失礼します。

暫定の予算でございますけれども、一般会計から瑞穂病院会計まで、17の会計でございます。今回の暫定予算は、合併によって京丹波町が新たに設置されたことに伴いまして、本予算が成立するまでの間、暫定的なものとして編成されたものでございます。

暫定予算の編成は、旧丹波町、旧瑞穂町及び旧和知町において、平成17年度現計予算から執行済み、あるいは収入済みを差し引いた額の残額のうち、本予算が成立するまで必要な額、編成時期にはおおむね18年の1月末までの額を大体見込んで作成をしております。

なお、この暫定予算は、この後で編成されます京丹波町の本予算が成立しますと、この暫定予算は本予算に吸収されることになっております。

また、この暫定予算に計上している事業につきましては、それぞれ旧町の議会でご議決をいただいたものを再計上しているという形になっておりますことをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは、まず一般会計からご説明を申し上げます。

平成17年度京丹波町一般会計暫定予算でございますけれども、第1条に示しております

ように、収入は33億6,007万4,000円、歳出は35億6,529万1,000円でございます。

歳入と歳出の額が一致しておりませんが、これは先ほど申し上げましたとおり、暫定期間中、歳入歳出が見込まれる部分、いわば抜粋でございますので、本予算ができますと吸収されて収支が合致するということになります。

第4条でございますけれども、一時借入金の最高額は8億円と定めております。

めくっていただきまして、その中の第2表に示しております9ページでございますが、債務負担行為、及び、その次の第3表の地方債の関係の表でございますけれども、これらは3町分を取りまとめたものになっております。

それでは、事項別明細でご説明をさせていただきますので、めくっていただきまして、説明書というところからお開きをいただきたいというふうに思います。

まず、4ページの歳入でございますけれども、これらにつきましては、旧町で計上しておりましたもののうち、既に入金済みのもの以外のもの、それから新たに見込まれる額をそれぞれ計上したものでございます。

次に、19ページ、歳出でございますが、まずその19ページの左上の方に網かけで示しているところがございますけれども、これにつきましては事業ごとにくくった額でございます。この事業費の合計が、このページで申し上げますと、議会費の目の額と一致するということになっております。つまり、節ごとに区分した額と、事業ごとにくくった額の両方をお示しするという工夫をしております。

今後、予算書はこのような様式であらわしてまいりたいと存じますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

具体的な内容でございますけれども、初めに申し上げましたとおり、暫定予算ということで既決的な部分の多い予算でございますので、合併にかかわった部分の説明を中心に絞らせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

それでは、27ページをお開きください。

今回、新たに支所費という目を総務費の中に起こしました。ここでは、2つの支所の維持管理費及び人件費を計上しております。しかしながら、新たに財源を求めたというものでなくて、従前のものをこの支所費に集めたというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、29ページでございます。

市町村合併準備費でございます。そのうちの市町村合併準備事業というものの、網のかかっ

たところに上げております。2, 552万4, 000円上げておりますが、これにつきましては、右の説明の欄の中にあります委託料を中心に、会議録作成委託料及び新町例規作成、あるいはホームページの作成の委託料に充当しております、そのほか、一般的な事務費がここに入っております。

次に、37ページをお開きください。

下の方になりますが、選挙関係のうち、町長選挙費、及び、次のページの38ページに町議会議員選挙費を計上しております。合わせて2, 533万3, 000円になっております。すべて一般財源で対応をしております。

それから、先ほど条例の中で申しました、新しく2つの課を設置いたしました、子育て支援課の経費につきましては、40ページからの民生費の中の社会福祉総務費の中で対応をしております。人件費等のところに入っております。

それから、地域医療課の経費につきましては、52ページの保健衛生総務費の中で計上しております。

以上、2つの新課については、それぞれ人件費等が発生してきておりますが、先ほど申し上げた2つのところで処理をしているということでございます。

そのほか、58ページの款6から農林水産費になるわけでございますけれども、款8の土木費、あわせまして後ろに災害復旧費を計上しておりますが、いわゆる事業関係の経費でございますけれども、いずれも従前の3町の事業を引き継ぎ、計上をしております、合併を機に起こした事業というものはございません。

また、款6の消防費、款10の教育関係費も同様でございます、特に消防団につきましては、来年の3月末まで、従前の3団体で運営をされるということになっておりますので、消防費の中の経費については、見直しを行ったところはございません。

冒頭に申し上げましたとおり、今回の暫定予算は、本予算が成立するまでのつなぎ予算ということでございますので、この暫定予算の作成に当たって若干申し上げたいということは、既存の既決の17年度の予算を執行しながら、3町の各予算を新しい町の新体制に合わせて合体をさせて、そして、なおかつ暫定期間中に必要な部分を抽出すると、こういう複雑な作業を合併までに行わなければならなかったという関係から、後でご提案しますように、やむを得ず暫定予算の補正を行うというふうに至ったことについて、ご理解を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上、一般会計の暫定予算の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 失礼いたします。続きまして、私の方からは、平成17年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の暫定予算につきまして、その概要をご説明申し上げたいと存じます。

暫定予算につきましては、先ほど総務課長の方から一般会計の説明があったところですが、考え方は同じでございまして、必要な部分についての額等を計上させていただき、また歳入についても、その間に見込まれるものということで計上させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

平成17年度京丹波町の国民健康保険事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによるということございまして、第1条といたしまして、事業勘定の歳出暫定予算の総額は、歳入6億4,010万5,000円、歳出8億1,350万5,000円、質美診療所勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入965万3,000円、歳出692万1,000円、和知診療所勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入1億2,371万8,000円、歳出1億7,319万5,000円、和知歯科診療所勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入2,716万1,000円、歳出4,592万2,000円と定めるところでございます。

まずは、説明に際しまして、当該暫定予算は、事業勘定、質美診療所勘定等、4つに内容的に分割しております。従いまして、担当課ごとに順次ご説明を申し上げることをまずはお許しを願いたく存じます。

私の方からは、住民課担当分といたしまして、国保被保険者の保健給付費等に係ります事業勘定についてご説明を申し上げます。

当該事業勘定における暫定予算につきましては、先ほども申し上げましたように、歳入が6億4,010万5,000円、歳出が8億1,350万5,000円を計上いたしておるものでございます。

本件の細部につきましては、予算書の事項別明細書のとおりでございますが、歳入で主なものは、事項別明細書の3ページから4ページの1款、国民健康保険税及び料の総じて1億7,713万3,000円でございます。

合併に至ります協議、調整の中で、本年度は旧町単位の税率で、また料率で賦課することとなっております。これをもとに計上いたしております。

また、次に5ページの3款でございますが、国庫支出金でございます。総額で2億5,662万2,000円を計上いたしております。

内容的には、保険給付費に係ります療養給付費等負担金または財政調整交付金でございます。国における概算交付をもとにいたしまして、この間に見込まれる額を計上いたしてお

ります。

続きまして、歳出における主なものにつきましては、11ページから14ページにかけての2款、療養給付費等の保険給付が総じて5億639万7,000円でございます。

また、14ページの3款の老人保健拠出金、1億1,595万3,000円となっております。

また、19ページの9款の諸支出金でございます。ここで新たに暫定予算ならではの項になるわけでございますが、旧町の借入金の返済金というもので5,900万円計上しております。これにつきましては、旧町での支払い予算執行におきまして歳計現金が不足いたしましたことから、他会計の歳計現金を一時借り入れを行うことによりまして、それに対応したものがございました。従いまして、その返済額を計上いたしております。

基本的には、歳入歳出とも、新町が誕生し、新町での当初予算が成立するまでの間に見込まれるものの予算化でございます。

事業勘定といたしまして、被保険者世帯数約4,120世帯、また被保険者数約8,060人を有する国民健康保険事業が、この間、適正に運営でき得る最低限の予算としての専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、事業勘定分の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、私の方から、直診勘定につきましてのご説明をさせていただきますと思います。

まず、先ほど事業勘定の説明が終わりまして、次にピンクの紙が、仕切りが入っております。その次が質美診療所の直診勘定でございます。これを1枚めくっていただきまして、次の質美診療所勘定のがみがついております。

続きまして、このかがみをめくっていただきますと明細書になっておりまして、今回、歳入で965万3,000円、続きまして、ページをめくっていただきまして、歳出総額692万1,000円を計上させていただいたものでございます。

内容的に申し上げますと、次のページ、歳入でございますけれども、これにつきましては外来収入等を計上させていただいておりますし、また一番下、諸収入につきましては、旧瑞穂町歳計料金収入といたしまして、旧町での決算見込みの余剰金150万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出でございますけれども、4ページでございますが、款、総務費、目、一般管理費につきましては、主に賃金等の経費を計上させていただいておりますのと、あと、

4 ページの款、医業費につきましては、5 ページにわたっておりますけれども、目で医療衛生材料費として300万円、薬品の購入等を計上させていただいております。

続きまして、また仕切りがございまして、次が和知診療所の会計になっております。

1枚めくっていただきまして、和知診療所勘定の表紙になっております。この1枚めくっていただきますと、診療所の今回の総額につきましては、歳入で1億2,371万8,000円、次めくっていただきますと、歳出で1億7,319万5,000円を計上しておりますのでございます。

明細につきましては、歳入、3ページでございしますが、それぞれ入院の収入、外来収入を計上させていただいております。

また、めくっていただきまして、4ページにつきましては、一般会計からの繰入金2,136万7,000円、また事業勘定からは855万円の繰り入れをしておりますのでございます。

続きまして、歳出でございしますが、款、総務費、1目、一般管理費につきましては8,337万1,000円、これは主に人件費等の部分を計上させていただいたものでございます。

続きまして、7ページでございしますが、2款、医業費につきましても、真ん中ほどでございますけれども、医薬品、衛生材料費といたしまして、同じく薬品購入に係りますところの部分、3,500万円を計上させていただいております。

続きまして、次めくっていただきまして、先ほど説明がございましたように、諸支出金といたしまして、旧町借入金返済額4,580万4,000円を計上させていただいております。

次、また仕切りをめくっていただきまして、次、1枚めくっていただきますと、次に和知歯科診療所勘定の表紙がついております。この表紙をめくっていただきまして、歳入の総額2,716万1,000円、次めくっていただきまして、歳出の総額4,592万2,000円を計上しております。

これにつきましても、次のページ、歳入につきまして、診療報酬収入といたしまして、外来収入を計上させていただいておりますのと、また繰入金といたしまして、一般会計から586万3,000円の繰り入れ、それから事業勘定から621万8,000円の繰り入れを計上させていただいております。

次のページをめくっていただきまして、歳出につきましても、1款、総務費、1目、一般管理費につきましては、主に人件費を計上させていただいております、総額2,844万9,000円の計上となっておりますのでございます。

続きまして、5ページでございますが、2款、医業費につきましても、医療品、消耗機材費といたしまして134万9,000円の計上をさせていただいております。これは、歯科のセメントまたは歯型の材料等を計上させていただいております。

続きまして、最後のページになりますが、6ページでございますが、これも医業費といたしまして、医薬品、衛生材料費339万円の計上をさせていただいております。

また、一番最後、諸支出金につきましては、旧町の借入金返済額1,265万9,000円を計上させていただいております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、平成17年度京丹波町老人保健特別会計暫定予算について、その概要をご説明申し上げます。

歳入歳出暫定予算としまして、第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入6億9,134万8,000円、歳出8億4,967万5,000円と定めるというものでございます。

本件の細部につきましては、予算書の事項別明細書のとおりでございますが、歳入で主なものは1款の支払基金交付金でございます。3億8,913万6,000円。また、2款の国庫支出金が2億35万6,000円となっております。それぞれ、本年度の概算交付をもとに計上させていただいております。

次に、歳出における主なものとしましては、1款の医療給付費等の医療諸費が総じて8億4,155万5,000円となっております。

新町におきます老人保健対象者数は約2,710人でございます。本件につきましても、基本的には歳入歳出とも新町までの本予算が成立するまでの間に見込まれるものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。本件の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 続きまして、私の方からは、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計暫定予算につきまして、概要をご説明させていただきます。

平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入4億6,927万7,000円、歳出5億5,866万6,000円と定める。以下、省略をさせていただき、予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

2、歳入、款1、保険料、項4、介護保険料、目1、第1号被保険者保険料、65歳以上の特別徴収分といたしまして5,967万9,000円、ルール分といたしまして、款の3、国庫支出金、目1、介護給付費負担金9,583万2,000円、20%分でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

款の4、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金1億5,614万4,000円、32%分でございます。

8ページをお願いいたします。

款の1、総務費、項の5、計画策定委員会費869万4,000円、款の2、保健給付費、項の1、介護サービス等諸費の計が4億7,260万2,000円。

以上、概要をご説明させていただきましたので、ご審議いただき、ご承認賜りますように、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩は、40分までといたします。

（休憩 午前 10時18分）

（再開 午前 10時40分）

○議長（岡本 勇君） 会議を再開いたします。

引き続き、担当課長の説明を求めます。

田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 続きまして、平成17年度京丹波町水道事業特別会計暫定予算について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

平成17年度京丹波町の水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出暫定予算、第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入3億2,399万1,000円、歳出6億1,440万4,000円と定める。

本特別会計の細部につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書のとおりでございますが、歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

予算に関する説明書の3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

2、歳入、水道事業分担金でございます。旧丹波町瑞穂町水道事業組合分の分担金及び旧和知町の分担金を計上させてもらっておりまして、494万9,000円。

款1、分担金及び負担金の2項、負担金でございますけれども、これにつきましては下水道管の移設工事の負担金でございます。6,577万5,000円を計上させてもらっております。

次に、2款、使用料及び手数料、1項、使用料1億2,050万円、現年度分の4カ月分の使用料を計上させてもらっております。

次ページにいきまして、一般会計繰入金1億90万6,000円、これは一般会計の繰入金でございます。

続きまして、2項の基金繰入金2,176万9,000円、簡易水道事業の基金繰入金を計上させていただいております。

次に、歳出でございます。

1款、水道事業管理費、1項、水道事業管理費、一般管理費でございます。旧丹波町瑞穂町水道事業組合管理分の水源41カ所または浄水施設25カ所、旧和知町の管理分でございます。水源及び浄水場11カ所分の水道事業の一般管理費1億4,622万9,000円を計上させていただいております。

2款の施設費、すみません、8ページでございます。2款の施設費につきましては、旧丹波町瑞穂町水道事業組合の統合簡易水道整備事業におきます工事費、施設整備費に1億9,228万8,000円を計上しておりますし、次の2目の簡易水道施設整備につきましては、旧和知町の統合簡易水道整備事業費8,897万円を計上させていただいております。

また、11ページの5款、諸支出金では、旧町の一時借入金の返済金として1億3,000万円を計上させていただいております。

基本的には、歳入歳出とも新町での当初予算が成立するまでの間に見込まれるものの予算化でございます。施設管理、工事の実施を可能とする予算として専決処分をさせていただいたものでございます。

引き続きまして、平成17年度京丹波町の下水道事業特別会計暫定予算につきまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

平成17年度京丹波町の下水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出暫定予算第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,365万4,000円と定める。

本特別会計につきましても、事項別明細書のとおりでございます。その中で、主なものにつきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

1款の分担金及び負担金、これにつきましては、農業集落排水事業の分担金に314万円、特定環境保全公共下水道事業費分担金239万7,000円、浄化槽市町村整備推進事業分

の分担金に171万円、計724万7,000円を計上させていただいております。

次に、同じく2項の負担金でございます。これにつきましては、特定環境保全公共下水道事業負担金で、上下水道間の布設工事負担金としまして、水戸処理区におきまして実施をしているものでございまして、80万円を計上させていただきます。

それから、2款、使用料及び手数料でございますけれども、19施設の使用料として計上させてもらっております。これにつきましては、2,429万8,000円となっております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

6款、繰入金でございます。

一般会計の繰入金を1億4,606万8,000円、基金繰入金が998万4,000円、合わせまして1億5,605万2,000円を計上させていただいております。

また、町債、下水道事業債、9款でございますけれども、これにつきましては、特定環境保全公共下水道事業債が2,340万円、浄化槽市町村整備推進事業費が2,060万円ということで、4,400万円を計上させていただいたわけでございます。

続きまして、歳出、9ページでございます。

1款、総務費、総務管理費でございます。これにつきましては、農業集落排水施設等19施設の人件費、また公共下水道4カ所の施設、また合併浄化槽を市町村に委託をいただきまして、これの管理を行っておるもので、これの人件費としまして2,094万円を計上させていただきました。

2款、下水道費、農業集落排水事業の施設整備費でございますけれども、これにつきましては須知地区で処理場の工事を実施しておりまして、この処理場の工事費に774万9,000円を計上させてもらっております。

2目の施設管理費でございますけれども、農業集落排水なり林業集落排水、また簡易排水の19カ所分の施設管理ということで、4,213万9,000円を計上させていただきました。

2款の下水道費、2項、公共下水道費でございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、公共下水道施設整備事業でございます。現在、瑞穂地区の特定環境保全公共下水道事業を実施しておりまして、その工事費、主なものにしましては工事費なり委託費に当てさせていただいております。その事業費が6,629万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、12ページの2目、施設管理費、これにつきましては公共下水の4施設の維持管理を行っておるものでございまして、3で238万2,000円を計上させていただきました。

それから、13ページの2款、下水道費の3項、浄化槽市町村整備推進施設費でございますけれども、これにつきましては旧瑞穂町で実施をされておりまして、本年度25基の設置を予定しております。その分の設置費、委託費なり、工事請負費という格好で、3,996万円を計上させていただいております。

なお、14ページの3項、浄化槽市町村整備推進施設費でございますけれども、これにつきましては、町の方に委託をいただきました合併浄化槽を管理しております、その費用といたしまして2,772万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、15ページでございますけれども、4款、諸支出金、9町の借入金返済金、一時借入金でございますけれども、これの支出が1,123万4,000円を計上させていただいております。

基本的には旧町のままを引き継いでおりまして、歳入歳出とも新町での当初予算が成立するまでの間に見込まれるものの予算化をさせていただいております。施設管理なり工事の実施を可能とする予算として専決処分をさせていただきましたので、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 失礼いたします。私からは、土地取得の特別会計の暫定予算についてご説明申し上げます。

平成17年度京丹波町土地取得特別会計暫定予算でございます。歳入歳出それぞれ144万円と定めるものでございます。

めくっていただきまして、3ページに債務負担行為に事項がございますけれども、この会計につきましては旧和知町分のものでございまして、京都縦貫道の道路用地となる場所に住居が建っております、その移転に係る新用地の確保と、その整備の経費、それから「山野草の森」という、そういう施設をつくっておりますが、その関係の経費の利子分の支払いを主なものの目的としております。

めくっていただきまして、事項別明細をお開きいただきたいと思います。

1ページでございます。

歳入合計が、先ほど申しましたように144万円、1枚めくっていただいて、2ページ、

歳出も同じく144万円ということになっております。具体的には、歳入の具体的なものは、一般会計からの繰入金が主なものでございます。

それから、4ページの歳出でございますけれども、先ほど申しましたように利息の返済に充当するものでございまして、もう既に充当しておりますが、その分、旧町の借入金返済金で戻すというような形で処理をしております。

以上、この特別会計の説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） それでは、平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計暫定予算につきまして、説明をいたします。

本予算は、旧丹波町の同種の特別予算を引き継ぐものでございます。歳入歳出暫定予算総額は29万円として、専決処分のご承認を求めるものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページの方をお開き願います。

まず歳入でございますけれども、繰入金として一般会計よりの繰入金3万円と、基金の取り崩しによる繰入金26万円を計上いたしております。

次に、4ページでございますけれども、歳出ですが、繰出金として育英基金への繰出金3万円と、その下でございますけれども、育英費といたしまして、高校生5名及び大学生2名、計7名に係る暫定期間内の給付金26万円を計上いたしております。

簡単ですが、以上が本特別会計の暫定予算内容でございます。

どうぞ、ご承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 失礼いたします。私の方からは、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計暫定予算について、その概要を説明申し上げます。

暫定予算の考え方につきましては、他の会計と同様でございますので、省略させていただきます。

今回の暫定予算につきましては、歳入合計を4,100万円とし、歳出合計を5,850万円とさせていただくことにつきまして、お願いするものでございます。

第1表の歳入歳出暫定予算書につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げたいと思います。

第2条の地方自治法の定めによる一時借入金の最高額は、1,000万円として定めております。

現状の運行路線であります。大きく分けさせていただきますと、瑞穂地区で5路線、和知地区で4路線の運行をしているところでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、予算に関する説明書より、事項別明細書の4ページでございます。

歳出の予算から、ご説明を申し上げたいと思います。

運行事業費として2,337万3,000円を計上させていただいておりますが、人件費と、期間中におきます6台分のバス車検や維持費等に要する経費を主だったものとして計上したものでございます。

旧町借入金の返済金につきましては、3,512万7,000円を計上させていただいておりますが、他の会計同様の措置を行ったものでございます。

続きまして、ページが前後して申しわけございません。3ページの歳入でございますが、暫定期間中におきます運行事業収入といたしまして952万2,000円を計上しております。内訳につきましては、運行路線のバスの補助事業の対象額の運賃収入と、それから交付税対象の受託収入に分けさせていただいております。所要の記載金額のとおりでございます。

また、繰入金といたしまして、3,097万8,000円の計上を行っております。内訳につきましては、一般会計からの繰り入れと、町営バス運行事業基金からそれぞれ所要の額を繰り入れて計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計暫定予算の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 続きまして、次に住宅等の開発事業の特別会計のご説明を申し上げます。

平成17年度京丹波町住宅等開発事業特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれは104万円でございます。この特別会計の趣旨でございますが、めくっていただきまして、3ページに債務負担行為の説明をしておりますが、大倉ヒヨ谷開発事業、旧和知町の事業でございます。これに係る経費実施等をこの会計で扱っております。

続きまして、事項別明細でご説明をさせていただきたいと思います。

歳入につきましては、3ページでございますが、一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、先ほどの他会計と同様、旧町借入金の返済金ということで、款2の諸支出金で計上しているものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、財産区関係のご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、須知からでございます。

平成17年度京丹波町須知財産区特別会計暫定予算でございます。歳入歳出それぞれ111万円でございます。

これにつきましても、事項別明細をもちましてご説明をさせていただきます。

3ページでございます。

歳入の関係でございますけれども、説明の欄に書いておるような内容でございます、大きなものは基金繰り入れでございます。

それから、1枚めくっていただいて、4ページの諸収入でございますが、この財産区の会計の対象となっておりますのは、須知区と竹野区の財産区でございます、それぞれから雑入で受けているものがございます。これは、通常ですと繰越金というような形で入ってくるわけですが、旧町の分につきましては雑入という形ですべて会計を受け入れるという決まりになっておりますので、ここでは書いておりますように旧町歳計余剰金収入ということで、雑入で受けております。額については、ごらんとおりでございます。

次に、5ページの歳出でございますけれども、これにつきましてはごらんとおり通常の運営経費に係る分でございます、委託料として、大きなものとして間伐の作業の委託料を上げているものでございます。

6ページにおきましても、竹野地区でございますけれども、これについても間伐の委託料30万円を上げているところでございます。

以上、簡単ですが、須知財産区の特別会計の暫定予算の説明とさせていただきます。

次に、高原財産区でございます。

平成17年度京丹波町高原財産区特別会計暫定予算でございます。歳入歳出それぞれ161万円でございます。

めくっていただいて、これも事項別明細をもちまして説明をさせていただきたいと思いません。

3ページ、歳入でございます。これも雑入で、旧町の歳計の余剰金を入れております。15万6,000円でございます。

めくっていただいて、4ページが歳出でございます。通常の維持管理等々の経費、また役員報酬等をここで計上しているところでございます。

以上、簡単ですけれども、高原の財産区の説明とさせていただきます。

続きまして、旧瑞穂町分に入っていきたいと思います。

平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計暫定予算でございます。

第1条で、歳入は835万9,000円、歳出は554万9,000円と定めております。

これも、事項別明細をもちましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

3ページの下の方でございますけれども、諸収入、これも雑入で計上しておりますが、余剰金をごらんとおり434万7,000円入る予定になっております。

それから、めぐりまして、4ページからは歳出でございます。

これにつきましても、他の財産区関係と同様、維持管理等々の経費を計上しておりますが、5ページのところに大きなものがございます。直営林の保育作業委託料、桧山財産区では300万円計上しております。

それから、諸費で繰出金ということで、生活基盤等振興対策事業繰出金106万3,000円でございますが、これにつきましては旧桧山村の関係の諸施設の整備に係って、繰り出しという形で補助をしております。具体的には、中台の作業所、それから井脇の林道整備でございます。

以上、桧山財産区の説明とさせていただきます。

続きまして、梅田財産区でございます。

平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計暫定予算のご説明でございます。

第1条で、歳入を2,972万1,000円、歳出を2,485万6,000円と定めるものでございます。

事項別明細をもちましてご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

収入でございますけれども、大きなものは土地売却収入でございます。これは、同地内の東又というところで財産区の土地が売れたものをここに計上しております。それから、基金からの繰り入れを1,139万1,000円しております。

それから、めぐっていただいて、4ページ、旧会計からの余剰金の収入でございますが、1,081万4,000円を予定しております。

歳出でございますが、主だったものを申し上げますと存じます。

5ページでございます。

土地売却補償料というのがございますが、これは旧梅田財産区管内では、土地が売れた場

合にはその8割を地元に戻元すると、補償するというルールになっておりまして、その分でございます。

それから、林道の整備をする補助金として500万円計上しておりますし、小学校遊具設置の繰出金でございますが、これは明俊小学校の遊具の更新に伴って、財産区から繰り入れをして補助するものでございます。

以上、梅田財産区の説明とさせていただきます。

続きまして、三ノ宮財産区でございます。

平成17年度京丹波町三宮財産区特別会計暫定予算でございます。

歳入歳出は、それぞれ890万円といたします。

これも3ページをお開きください。事項別明細でございます。

歳入につきましては、主なものは、財政調整基金の繰り入れが448万2,000円、それから余剰金の収入が435万3,000円ということになっております。

次に、めくっていただいて、歳出でございます。

これにつきましても、通常の管理会運営経費でございますが、大きなもの、5ページでございます。委託料の中に、直営林境界明示業務委託料ということで、三ノ宮財産区では年次計画をしまして、それぞれの直営林の明示を進めておられまして、その委託料として100万円を計上しております。

それから、28の繰出金の中の410万円でございますが、管内施設改修事業繰出金、これも先ほどと同様、一般会計に繰り出しまして改修を行うというもので、集会施設及びグラウンドの整備に繰出金という形で補助をしております。それが410万円でございます。

以上、三ノ宮でございます。

続きまして、質美財産区でございます。

平成17年度京丹波町質美財産区特別会計暫定予算の説明を申し上げます。

歳入は185万円、歳出は80万円でございます。

これにつきましても、3ページの事項別明細をもちまして説明をさせていただきたいと思っております。

大きなものは、財産区貸付収入でございまして、各区から、また法人から収入を得ているところでございます。それを計上しております。

歳出でございますが、次のページ、4ページ、管理基金の積み立てを計上しているところでございます。

以上、宅地開発と財産区の暫定予算のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） 私の方から、平成17年度の京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計暫定予算につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

なお、瑞穂病院会計につきましては、企業会計を取り入れておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1ページでございますが、第3条で収益的収入及び支出ということで、収入につきましては病院事業収益4億8,821万2,000円、それから、支出で病院事業費として4億8,821万2,000円を定めておるものでございます。

次、めくっていただきまして、2ページですが、資本的収入及び支出、第4条でございますけれども、収入で4,005万7,000円、支出で資本的支出2,456万1,000円、なお、収入が支出に不足する2,050万4,000円につきましては、過年度分損益勘定流用資金で補填をさせていただいておるものでございます。

続きまして、明細につきまして、3ページでございますが、ここは収益的収入でございますが、それぞれ入院収益、外来収益、その他検診等の収益、合わせまして4億4,793万1,000円を計上させていただいているところでございます。

また、医業外収益につきましては、それぞれ繰入金、補助金を計上いたしておりまして、4の負担金交付金につきましては、企業債の償還の利子分を一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、4ページでございますが、収益的支出につきましては、それぞれ給与費、材料費、経費、減価償却費等を計上させていただいておりまして、総額で4億6,517万9,000円の医業費用を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、飛びまして8ページでございますが、ここにつきましては医業外費用といたしまして、企業債に係りますところの支出1,759万3,000円を初めとしまして、それぞれ経費を計上させていただいております。合計、2,103万3,000円でございます。

続きまして、次のページでございますが、資本的収入でございますが、これは企業債の償還の元金部分を一般会計から繰り入れておるものでございまして、405万7,000円でございます。

続きまして、資本的支出におきましては、それぞれ今申し上げました企業債の償還金とあわせまして、医療機器の購入費1,550万4,000円を計上させていただいたものでござ

ざいます。

以上、よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

会計項目が多岐にわたりますけれども、一括議題でございます。一括にわたりまして、これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 一般会計の方で、62ページですけれども、畜産振興対策事業であります。工事請負として2,121万3,000円ということで上がっておりまして、財源内訳として400万円の寄付金で対応するというふうになっていると思うんですが、この詳しい内容につきましてお聞きをしたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 東議員さんの質問に答えさせていただきたいと思えます。

62ページに計上しております畜産業費の工事請負費2,121万3,000円でございます。これにつきましては、平成15年と16年に旧丹波町内で酪農家によります牛ふんの処理施設ということで、国費対象で事業を進めてまいりました。

一定事業は完了したわけですが、その間におきまして、その施設につきましては、いわゆる京都府畜産研究センターが提唱いたしますポンプの乾燥施設ということで、燃料は灯油ですが、灯油をたきまして、ブローで送り込み、それを強制発酵いたしまして、ロータリーによる攪拌によりまして第1次処理をするというものでございます。

それに使用いたします灯油ですが、当初につきましては1トンの容量のタンク、地上式ですが、それで対応する予定でございました。しかし、ごらんのように燃料の高騰がありまして、いわゆる10トンのオイルタンク、しかも地下に埋設する工法による対応をしてほしいという地元の方からの要望もございまして、それを実施するに至ったわけでございます。

その理由といたしましては、リッター当たり、その地下式にしますと、25円程度燃料費が安くなるということでございまして、ランニングコストの観点から見ますと、そちらの方を採用する方がベターであるということでございました。

しかしながら、それにつきましては、事業年度も終了していた段階のことでもございましたので、勢い町の事業ということで施行したわけでございます。その総額が、ごらんの2,121万3,000円と。うち、タンクですね、地下埋設タンクに該当する分につきましては1,300万円程度ということになっております。あと、掘削費とか、そういう部分、あるい

は電気配線等でこの金額になっております。

それに対します歳入の方でございますけれども、400万円につきましては寄付ということになっておりますし、あとの部分につきましては起債をお願いしたい、地元負担も加えまして対応したということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 東さん。

○3番（東 まさ子君） この件につきましては、旧丹波町時代の9月議会でいろいろと議会で論議をしてきた問題で、旧丹波町の横山町長自身も、府との契約事業として進めてきたんですが、その契約の内容を変更して事業が完成してしまったということで、随意契約とした場合でも町の金額というのは1,000万円より下の金額でありましたし、300万円か、500万円か、そのぐらいしか町の場合は随意契約もできないということで、旧の横山町長自身も、この事業についてはルール違反であったということで、何らかの形で自分の考えを明らかにすると言っておきながら、そのままになってしまって、新しい京丹波町へこの事業がそのまま再び計上されているというふうになっておりますが、契約の内容を超えて、2,300万円余りも超えて事業が完成してしまったものを改めて提案するということについて、誰に答弁していただいたらいいのかですが、正当なものなのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 内容につきましては、先ほど答弁させてもらったとおりでございます。私も、それ以上の引き継ぎと申しますか、ものは前町長からも受け継いでおりませんので、答弁は差し控えたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 東さん。

○3番（東 まさ子君） 松原町長にお聞きをいたしますが、松原町長も9月議会ではいろいろと議会の中で論議をしてきた仲間でありまして、町長自身がルール違反だということで何らかの解決を、自分の責任を持ってその解決をしたいということで、退任されてしまったということで、助役も退任されて、担当職員の方も退職されたということでなっておりますが、松原町長自身はどのようにお考えになっているのかなというふうに思っておりますので、考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この堆肥センターの建設にかかわりましての暫定予算のことでございますが、今ご指摘をいただいておりますように、この経過については前理事者の方で非常に

遺憾な部分であるということで、何らかの対応をしながら解決をしたいということで、今こうして暫定予算が専決をされたというふうに承知をいたしておるわけですが、私の聞き及んでおります部分では、このことに至ります中で、先ほど課長から説明がございましたように、この施設を十分内容を深めるためにどうしてもしなくてはならない部分が生じてきたということで、予算上の対応については非常に不備があったということは認めつつ、でき上がったものについては行政財産としてとらえたいという部分で、これに至ります経緯の中で、それぞれ携わった者に対する部分については、400万円という寄付金で一定のペナルティを課せて対応したというふうに伺っております。そうした中での処理をされたというふうに承知をいたしております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 今西君。

○7番（今西孝司君） 今と同じ関連の質問なんですけれども、このもともと議会に予算が上がったのは8月の臨時議会やったんやけれど、ちょっと産業建設委員会の方で納得ができんということで予算書が差しかえられたということでありましたけれども、9月議会には、その後何らそのことに関しての予算書の提出とか、そういうことがないまま、この合併のどさくさに紛れて今回この予算が提案をされたということには、我々は納得のできん面が大変多くあるわけなんですけれども、この問題の解決は、やはり旧丹波町の時代にきちっとけじめをつけておくべき問題であったと私は感じておるわけなんですけれども、9月議会では何らそのことに関しての提案もなされなかったと。そして、この京丹波町という新しい町になってから予算案が出てきたということは、非常に問題があるんじゃないかなと僕は思うわけなんです。

それと関連してですけれども、上新田の堆肥センターは現在十分に稼働ができておるのかどうかということも非常に問題があると思うんですね。僕は、畑に積まれた野積みの牛ふんも、この施設ができれば完全に解決ができるのかということ質問したわけなんですけれども、それは畜産農家とちゃんと契約がしてあって、処理はしていくということを答弁で伺ったわけなんですけれども、現在、畑に積み上げてある牛ふんは何ら手がつけられておらんし、牛舎から出てくる牛ふんも、施設でほんなら十分に完全な堆肥がつくられておるかということ、余りそういうふうには見られないという現状であるということで、この施設がせっかく建設をされたのに、ほんならあそこの問題の解決が十分になされていないという現状は大変問題があるんじゃないかなと。

下流に住むグリーンハイツの住民は、そこから流れる水を原水として、今も水道水として

飲んでおるといような現実、やはり公の税金を使って施設ができたということに考えても、我々の問題が何ら解決していないということは、非常に問題があるというふうに思うんですけれども、今後どのように関係課としては、農林課が担当されると思うんですけど、そういう指導をきっちりこれからやっていくのであったら、これだけの追加が出たという予算にしても、それは承服をしなければならない面もあると思うんですけれども、そこら辺をちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 今西議員様のご指摘は、もっともだと思います。

今も町長が答弁いたしましたように、完全なる施設ということで整備をしていくものでございます。ですので、その運営につきます丹波ユークの指導につきましても、課内で担当の係もつくりましたし、そういうことで、今後憂いのない指導もしていきたいというふうに思いますので、十分ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 今の件につきましては、一遍もとに戻るといような話になろうかと思えますけれども、契約から、設計から、全部一遍きちっとしたやつを出していただきたい。それも、9月末には何ら、当初の予算が3,800万円が何ら問題ないということをお聞きしております。後の処理についても、何ら行政に、あるいは我々に対しては問題がないという言葉聞いたんですけれども、現在これが、こういう予算を上げるということについては、何がそういう問題が起きたのか、担当課長もそれまでのことは知らなんだといえども、一応調べて、きちっとしたものを出してください。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） ご指摘のとおり、経過につきましては報告をさせていただきますと思います。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番議員（野口久之君） 経過をきちっとして報告するというところでございますけれども、そのとおりにしていただいて、その内容を十分検討させていただきたいというふうに思います。ここで説明をしてもろたさかい、それでいいということじゃなしに、きちっとしていただきたい。

こんなことを我々は、旧丹波町の中で解決できる問題やったんですよ、話の内容を聞けばね。その時に失敗やったら失敗と、悪かったら悪いという謝罪があれば、もうこれは言うたら新町に引き継ぐ必要はなかったんですよ。それが何もなかったんですよ、解決できるんですよと

というような話やさかいに我々も黙ったけれども、こんなもん、新町に引き継いでこういう問題が出てくること自体がおかしいですよ。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この畜産環境の問題につきましては、既に皆さん方もご案内のとおりでございますが、今、畑川ダム建設を進行しております、京都府の事業でお世話になっておるわけでございますが、ダム湖周辺の環境整備ということで、12年後期からこの問題に取り組まれてまいったところでございます。

そうした中にありまして、当然のことながら水質保全の問題もあるわけでございますし、また、今、国道27号下山バイパスがその建設を進めていただいております、そうした環境の変化、あるいはまたそこに展開しますそれぞれの地域の問題もあるわけでございますが、そうしたものも含めて整備をしなくてはならないということがございましたし、また、農畜連携によります循環型農業の取り組みも同時に行ってきたところでございまして、旧丹波町地内にストックヤード等も10カ所設けまして、耕種農家との連携を図りながら、特産、農産物のそうした栽培を進めていこうということで進めてまいったところでもございます。

またもう一つは、先ほど課長から説明をいたしましたように、京都府の畜研でいわゆる堆肥処理につきましてポンプ発酵型の、非常に現在の処理方法としては画期的な方法を指導いただきながらの堆肥センターの建設でございましたけれども、少しそうした部分では初めての試みでありましたり、またデータが小規模なものを基準にしてとらえたものということもございまして、この710頭の部分、あるいは300頭規模の2カ所の施設を設けたわけでございますが、施工的な部分で少しミス等も出たということで、その辺につきましても今後京都府と十分連携を保ちながら、また改善の部分もさらに詰めながら、当初の目的を達成するように最大の努力をしてまいりたいというふうに思います。

経過等につきましては、今ご指摘がございましたので、十分精査をしてご報告を申し上げながらご理解を求めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 余りこのことで引きずるというようなことはなしに、私が言いたいのは、その時にきちっとしたことを、いわゆる予算3,800万円から何千万かしらんけれどもオーバーしたその内容をその時に説明してもらって、その中で、議会の中で、「もうそれやったら仕方ない」と、「そういうミスもあったんや」ということで済んだはずなんです。そ

れが、しかも3,800万円の予算をはるかにオーバーしたその内容をきちっと説明してもろたら、何もなかったんですよ。

けれど、そのオーバーした分は、業者からの請求書もあらへんし、何もないのやというようなことでおさまったさかいに、私はこれを問いただしておるだけであって、その辺はやっぱりきちっと行政の方もそういう形のもので、ミスやったらミス、その場で、旧丹波町の議会の中で言うてもらったら、僕はこんな問題にならへんと思うんですよ。

何ら問題がないということやさかいに、もうその場で抑えたけれども、今さらこんなことが出てきて、丹波町の中でそういう問題を起こしながら、合併してうやむやにこういう中でこういう問題を出してきたということについて僕は腹が立つだけであって、僕はそれをいつまでも引きずろうとは思ってへんし、その辺はやっぱりみんな理解した中で解決方向に持っていけないかんというように私も思っています。

けれど、何も問題がないのやということで、その場は終わった。そのあげくが、新町になってからこういう問題が出てきたということは、私は何やということを知りたいだけで、責めるも何もせえへんけれども、その辺のことをきちっと整理して、こうやったということだけは明確に出してほしいということです。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も今の関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、施設そのものが必要ということから出発しておるわけですから、そのことに反対ということではないんですが、一つはこの前町長の責任の問題ですね。

今、松原町長の話では、400万円というペナルティというのがあったわけですがけれども、具体的には前町長がそういう形で400万円を負担したということなのかどうかお尋ねしておきたいということと、それから、そういう400万円という基準はどういうものであったのかと。やっぱり執行者としての責任というのは非常に大きいと思うんですね。その責任をはっきりさせてもらわなければ、何のためのトップやったのかということになるわけですので、これは法律上も含め、はっきり明確にすべきだという点もちょっとお尋ねしておきたいと。

もう1点は、当初の、今もありましたように、3,800万円が2,000万円を上回る追加になっておるわけですから、当初の計画そのものも大きく問われるわけですがけれども、そういう点では、当然専決処分でもう処理しておるという前提でございまして、今のよう予算が上がって、これから執行するということであれば精査という問題があるんですが、当然、予算執行したということは、内容についても、そして今指摘があるようなことについ

ても、整理をされた上でこれは執行されたという前提で私はお尋ねしておきたいんですが、そういう点ですれば、一定のがきっと出せるはずだと、この場に。という点もありますので、今ありましたように、そういう経過やその状況についてきちっと議会に出していただきたいという点は申し上げておきたいということと、もう1点は、担当の課長から、この施設をつくることによって完全に処理できるんだという明快な答弁があったんですが、その時期はいつなのかと、いつから完全にできるのやと。当然、それは、そういう目標やら、そういうものを設定されてできておるんですね。そのように言い切られるのであれば、いつからは完全にできるということもちょっと明確にお答え願いたいという点、その2点、担当課長と町長にお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 前理事者の責任の問題でございますが、トータル的に私は直接この暫定予算にかかわったわけではございませんし、職務執行者の方から経緯についてお伺いをしたところ、今回の行政的なルールを逸脱したという部分で、400万円というペナルティを課して、寄付金で受け入れて処理をしたというふうに伺っております、どなたからいくらの金額をとということまでは聞き及んでおりませんので、もう少し中身については調べまして、ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

全体的な機能をどう発揮するかという部分につきましては、先ほども説明がございましたように、このことは温風で処理をしていくということでございまして、特に冬場につきましては、1日に約400リッターの燃料を使用していくというようなこともございまして、1トンの燃料タンクではどうしても単価を抑えることができないということもありまして、10トンのタンクということになりましたし、また、地上式等も考えたようでございますけれども、いろいろ搬入する際のポンプの問題等も含めて地下式に変更したということで、それにかかる費用が1,300万円を超えたということが主な内容でございますし、またそのことによりまして、私の承知しておる中では、15、16年の継続事業で1億9,000万円前後だったと思いますが、総事業費をもって進んできたわけでございますが、その部分から今お示しをしております2,121万3,000円がオーバーをしたというふうに理解しております。

いずれにいたしましても、この堆肥センターの機能につきましては、先ほど申し上げましたように、若干の施工の段階での不備も現状認めざるを得ない部分もあるようでございますので、京都府ともその辺につきましては調整をしながら、本来の目的達成ができますような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 今現在、十分な稼動と申しますか、努力をしております。いつからかということで限定されますと、答弁に苦しむわけですけれども、運営主体の丹波ユ一キとも十分連携しながら、今冬場のことですし、その辺もいろいろ調整しながら鋭意努力をしたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 今、いろいろ説明を受けたわけなんですけれども、当時の責任ある人はここに一人もおらはれへんわけなんです。それで、その人たちの思いというものがほんまに完全に現在の役職の人に伝わっておるかどうかということも明らかでないし、今受けた説明ではこっちも納得できへんので、こういう形でやったら、この暫定予算案には私は賛成ができないというふうに思います。

それで、この問題の一番の原因はどうなったのかということ順序を追ってきちっと、その当時の責任者にほんま言うたらここに出てきて説明を逐一やっていただかないと納得ができないと、私はそういうふうに思うんですね。

それで、こういう問題がいつまでも引きずっていくということは余りよろしく、せっかく新しい町になったので、旧町のこんな問題を引きずっていくということはよくないことで、早く解決をさせなければならぬ問題であるというふうに私も思うわけなんですけれども。

それともう一つは、ほんまにあの施設であそこの解決ができるのかどうかということ、これはほんまに専門的な見地から見て大丈夫なんやというふうに言っていたのかどうか、僕もちょっと今の現状を見れば不審に思うわけなんです。せっかく施設ができたのに、本当にあの地域の汚染が解決できるのかどうかということが、これは大きな問題であるというふうに思うんですね。

最近、私もその現場へ行って見ていないんですけれども、つい先ごろまで行って見ると、牛舎から出てきた生牛ふんがまだ横の畑に積んであったりなんかしておるし、あそこの中を通っておる道が、雨などが降れば、それはひどい汚れた汚水で浸水したようになっておると。こういう問題も解決できてへんのに、あの施設がせっかくできてもう万々歳やというようなわけにはいかないと思うわけで、こういう問題の解決も並行して行いながら、やはりあの施設を有効に利用していくんやというふうな方針を示していただかないことには、せっかく巨額の工費を使ってあの施設ができたことに対して、下流に住んでおる者は納得ができないというふうに思うんですけれども、そこら辺を併せてちょっともう一回答弁をいただけたらと

思うわけなんですけれど、本当の責任者が、農林課長もおらはれへんし、係長もおらはれへんし、助役もおらはれへんし、当時の町長もいはらへんで、真実の声というものが聞こえてこないというふうに思うんですけれども、この予算を通そうと思ったら、私はこの項目だけはちょっと削除していただいて、十分に審議をしてからこの問題の賛否を問うていただきたいというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 15番、山西君。

○15番（山西 桂君） 私も、この問題は9月議会で質問させていただきまして、その時、担当の委員会にて詳しく説明するという答弁をいただきました。それを信じて、担当の委員会でどのように説明がなされたのかというの、後の全員協議会なんかで説明を受けました。その中で、この問題はもうなかったものだというふうな説明も受けたわけです。

きょう話を聞いておりますと、ペナルティ400万円という声も聞こえてきます。なかったものだと聞いたときには、「ああ、それはここに上がっている2,121万3,000円、これはこんな形でここに上がってくるのではないのだな」というふうに解釈しておりました。

ところが、ここには現実にこれだけ上がってきております。このペナルティが2,121万3,000円であるならば、ここはゼロでいいはずなんですけど、そのあたりの食い違い、さらにこの400万円は収入のどこに上がっているのか聞かせていただきたいと思ひますし、やはりそういった食い違い、さらに議会を無視して進んでいったと、そういった点の解決をきちんとしていただきたいと、そのように思ひます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 15番、山西君。

○15番（山西 桂君） この問題は、今、今西議員さんなんかも追及しておられるように、このままではこの暫定予算を通すわけにはいかないという、そんな気持ちを持っております。

この問題に対するきちんとした説明を、町長自ら再度お願いしたく、そう思ひます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今お尋ねの400万円の歳入については、寄付金で上がっておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思ひますが、これをどう皆さん方でご判断をいただくかということにつきましては、私もこの暫定予算の中で既に執行されてまいっておりますものでございまして、京丹波町職務執行者のご判断でこのことがなされたというふうに思ひておりまして、そのことにつきましては適切な判断をされてのことだというふうに思ひておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思ひます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） ちょっと今の町長の答弁は、責任ある答弁とは言えませんね。町長自身が、これはなかったことにしようということで提案された問題であるので、職務執行者が何ぼそういう対応をされていたとしても、それはおかしいとって言うのが町長の筋の通った考え方と違うんですか。ちょっと今の答弁では、納得できない答弁ですね。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この問題の発端と申し上げますのは、旧丹波町時代にいわゆる予算上措置のしていないものが現状として執行されてきたということに問題があったわけでございまして、当時、私も議会議員としてそのことにかかわってまいりましたけれども、私の思いとしては、そういう範囲で全く予算上上がっていないものが現実でき上がっているということについては、予算上も全くそのことが表現していないわけですので、議会としてそのことをとらえることは難しいのではないかとということで終始考え方を表明してきたところでございますが、先ほど説明をさせていただきましたように、行政側のとらえ方として、その後も検討を加えられて、前理事者あるいはまた職務執行者の中で、このことについては先ほど申し上げました経緯の中で当然行政として必要不可欠の施設を構築したという判断で、2, 121万3, 000円というものを計上して執行されたというふうに思っておりますので、そのご判断に対して、私が今の立場でどうこうと申し上げることは差し控えたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） 今言われていますこの問題につきましては、私たち、和知なりあるいは瑞穂町の議員としては理解できないわけでございます。やはりこの内容につきまして、私たちも知りたいと思います。

それで、多数決でこの問題を議決、否決することは、今の時点では大変不適當だと思いますので、もう昼になっておりますし、運営委員会を開いていただいて、この問題の措置をどうするかということについて協議を願いたいと思います。

以上。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 今西議員が言われましたように、この問題はちょっと別に置いてもらって、ほかのにちょっと進めてもらって、そやないと、これだけで時間をとってしまうということもあるので、そうでなかったら、僕もこれは賛成することができないんですよ、今みたいな経過があるので。それで、これを別にしてほかの方に進んでもらってほしいと思

ます。

これだけで賛成か反対かというようなことは、僕もちょっと言いかねるので、この問題だけをちょっと別に置いて、そして後ほど説明してもらって、それを協議するという形に持って行っていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） ただいま質疑の途中ではありますが、時間も参りましたので、ただいまから。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと休憩になりますので、ちょっとそれまでに担当課長にお願いしておきたいんです。

この乾燥施設をつくることによって完全に処理できるという答弁をされたので、これは非常に重い答弁やと思うんですね、議会の中で答弁されて。私は、それはいつの時点か、期間はそれは当然あろうと思うんですけれど、先ほどのようにいろいろ努力したいということだけでは納得できませんので、いつごろまでにはやっぱりやりたいんやという期日を設定してやらなんだから、2年も3年もかかって、それでもその時点をめどと言われるわけやから、こういう施設をつくったからには、当然一定のめどがあってこれをやっておるわけですから、何か月後とか、半年後、それは中のものと外のものがありますから、それは当然分けんらんとおもいますけれど、一定のめどを示して議会に説明をお願いしたいと。

昼休みになりますので、ちょっとそこを担当課長にお願いと、あと回答をいただくようお願いしておきます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 今のご質問ですけれども、今は冬場でございますし、そういうことを考えますと、天候のよくなる夏ごろまでには円滑な運営ができますように、そういうめどを切ってやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） それでは、暫時休憩といたします。

再開は、1時30分の予定といたします。

（休憩 午後 12時 03分）

（再開 午後 3時 33分）

○議長（岡本 勇君） それでは、質疑を再開いたします。

質疑を受け付ける前に、松原町長から時間を求められております。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、一言申し上げさせていただきたいと存じますが、今ご審議を賜っております平成17年度京丹波町一般会計暫定予算の中で、10月7日付で旧丹波町の一般会計補正予算で専決処分されましたものを、今この予算の中でご審議をお願いいたしておるわけですが、非常に経過等につきましては十分事前に説明をさせていただくのが本位でございましたけれども、その辺も不十分な点、皆さん方に非常にわかりにくい状況の中でのご審議を賜っておりますことに、大変申しわけなく思っておりますのでございます。

この経過等につきましては、先ほどからご意見を賜っておりますように、そのあり方、あるいはまた責任の所在等につきましても、今後行政側といたしましてしっかり究明をいたす中で後日報告をさせていただく、このように思っているところでございます。

現状のところ、既に執行されているということもありまして、大変皆さん方にはこうした事態を、専決処分とはいえ、ご理解をお願いしたいというのは大変恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今後この事態の究明につきましては、行政側といたしましてしっかり求めてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、本件につきましては、ぜひともご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 質疑の発言を許可いたします。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 一般会計暫定予算の25ページですけれど、アスベスト調査の業務委託料ということで1,257万円上がっておりますが、これは公共施設で問題のあった施設というのは、調査されて結果が出ているのかどうかお聞きをしたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 話題になっておりますアスベスト調査でございますけれども、3町ともこの調査をいたしております。その中で、吹きつけのアスベストというものが、それに疑わしいというものが1カ所ございました。それは、和知の庁舎の地下のボイラー室ということでございまして、その点については今詳細な調査をしておりますので、今後もしそれが飛散しているというような状況になりましたら、直ちに対応をしていきたいというふうに考えております。

そのほか、いわゆるアスベストを使った素材というものも各所にございましたけれども、今のところ、直接的な飛散という部分での報告と申しますか、そういうものについては私どもの方には入ってきていないという状況でございます。ただし、それが使用されているとい

うところから、もう少し調査を追及いたしまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） アスベスト素材を使ったものがあったということですが、それはどういうものなんですか。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 一般ご家庭でもよく使われているというふうに聞いておるんですけど、ケーカー素材というものでございます。一般のご家庭の建具の素材にも、そういうものが使われているというふうに聞いております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は、63ページの負担金補助及び交付金のところでお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは、その後の経過もあろうかと思うのであれなんですが、イノシ村の建物撤去補助金というのがあるんですが、実際この補助金、撤去そのものがいくらで、何割の補助金を出しておるのかということをお尋ねしておきたいと。

建設当時は非常に国の補助も受けて、新聞にも大きく報道されて、非常に取り組みも注目されたわけですが、一体結果として撤去せざるを得なくなったということはどこに原因があったのか、それも併せてお尋ねしておきたいと。当初の計画では、相当収益も上がって、運営もうまくいくというような説明があったわけですが、そういうことも踏まえてお尋ねしておきたいということ。

それから、もう1点は、その下に瑞穂の堆肥センターの改修事業の補助金と、そして増築の補助金というのがありまして、これを合計すると1,400万円を超える額になっておるんですが、台風で屋根が飛んだということはあるんですが、具体的にはどういう増築、そして旧瑞穂の場合には酪農家が2人ということになっておるんですが、その2人だけが使用するということに基本的になっておるのか、京丹波町になりましたので、もう少し広い範囲で利用ということもあるのかどうか、併せてお尋ねしておきたいというように思います。

それから、もう1点お尋ねしておきたいのは、71ページなんですが、林業振興費の中のフォレストコミュニティ総合整備事業というのがあるんですが、これはちょっと具体的にはどういうものなのか、お尋ねしておきたいというように思います。

それから、80ページでございますが、土木費ですが、都市公園の管理事業というのがあるんですが、具体的にはどこを都市公園ということでこの場合にはなるのかどうか、併せて

お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 森田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（森田一三君） 私の方からお答えしたいと思います。

まず、イノシシ村の関係の撤去しなければならない理由といたしますのは、一つは、イノシシ村、9名の組合員でもって構成し、運営してまいりました。今もありましたように、設立当初におきましては、組合長を筆頭に、イノシシを飼育し、食肉材料として販売をする計画でございましたが、ご承知のように組合長の急死があったり、またそのほかの組合員さんについても、高齢化をされたり、また死亡されたりという形の中で、現在、実際その取り組みをされている方がもう2名ぐらいしかないというようなことの中で、それともう一つは、イノシシが猟期間とか、またその他のときにも心ない人によりまして猟銃で撃たれたりとか、また死亡したりと、いろんな形で事故があったりして、非常に運営が困難な状態になっておりました。

あの土地は、借地でございますので、その事業をやめる場合には、撤去をして、更地にして返すという契約になっておりました関係で、今回事業を中止をせざるを得んと、今言ったような状況の中で事業を中止せざるを得なくなったということから、それを撤去し、更地にして、もとの所有者に土地を返すと。そのために撤去するものであります。

この関係で、補助金としては2分の1額を計上させていただいております。

それから、もう1点、堆肥センターの改修の関係と増築の関係ですけれども、堆肥センター改修につきましては、先ほどご質問の中にありましたように、今年の台風23号によりまず被害によりまして屋根が破損をしました。災害復旧工事等の査定も受けるということできさせていただいたところですが、いわゆる風速の関係でその災害の査定が受けられなかったと、災害と認定されなかったということで、これはJAの方が自分で修繕をするということの中で、その関係の補助金を出させていただきました。2分の1額です。

それから、もう一つは、増築といたしますのは、これは先ほどこれもご質問の中にありましたように、町内の酪農家2戸がこの施設を利用しながら現在やっておるわけですけれども、その2戸の中から、1つは当初の設計段階よりも牛が大型化してきたと。これは、乳牛の改良とかによりまして、設計当時の牛よりもかなり最近大きくなっておりますし、それに伴いまして、排泄される牛ふん等も多量になってまいっております。

したがって、あの現状の施設の中では、2戸の堆肥の処分についても非常に困難な状況があるということから、一部増築をし、またこれも地元とも十分協議をしなければならないわけですけれども、そうした中で切り返し場を増設すると。これについては、2戸の農家

で対応するという事の中で、その増設をするということでもあります。

ご質問にございました利用者をじゃあ広げるのかということは、現在は考えておりません。
以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） ご質問のフォレストコミュニティ総合整備事業につきましては、旧和知町内の才原地区の山林を開通する林道峰線の開設工事でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 80ページの都市公園施設管理事業でございますが、これは須知川の水辺公園を指しております、ここの委託料につきましては清掃、除草が主ですけれども、そういった作業を丹波町のシルバー人材センターに委託をして清掃していただいております。

○議長（岡本 勇君） 東さん。

○3番（東 まさ子君） 43ページの腎臓機能障害者通院交通費ですけれども、これにつきましては3町同じ中身ということで、1日800円から1,000円の送迎事業を、丹波は身障者のヘルパー事業で対応していたのを、こういう3町同じ内容に変更するという事で、これまで利用していた方については大幅な利用負担が増えたということになるわけですが、これにつきましても通知書が来ただけで、その説明は何もないということで、本当に今まで身障者のヘルパー事業で対応されてきた人たちにとっては大幅な負担増になったということで、何とかならないかというふうな声も聞かせていただいたり、所得もないので減免のそういう対応も個別にしてもらえるのかというふうな声も聞かれているところですが、担当課として、こういうものに対する苦情とか、いろんな声を聞いておられるかどうか、1点お聞きをしておきたいのと、それから、45ページの外出支援事業委託料415万1,000円、45ページですけれども、これも合併協議会の資料を見させていただいていたら、毎日対応するものが月4回ということで減っていたというふうにちょっと記憶しているんですが、これについては現実どうなっているのか、その2点についてお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 東議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、43ページの重度心身障害者の通院についてでございますけれども、透析患者の方、いわゆる旧丹波町の透析患者の方の通所に対しまして、月水金で通院をされておられる方につきましては火曜日にお集まりいただき、火木土につきましては木曜日にお集まりいただき、一応ご説明をさせていただいて納得を得ていただいたというふうにこちらも思っております。

ます。

それと同時に、丹波支所の社会福祉協議会とも打ち合わせをしまして、今後の支払いのあり方につきまして調整ができましたので、12月5日あたりにそれぞれのおうちへお邪魔しまして、決定しましたことについてご説明を申し上げる予定にしております。

続きまして、45ページの外出支援についてでございますけれども、18年の3月31日までに有償運送の運営協議会を立ち上げる予定でございます、それがなければ今後の有償運送ができないということになっております。

その関係で、今のところ、3月いっぱいまでは従来どおりの方向で実施をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 東さん。

○3番（東 まさ子君） 透析患者ですけれども、決定した内容を説明するということが、その800円、900円のそういうことで対応するということが説明に行かれるわけですか。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 丹波地域の方につきましては、3月いっぱいまでは従来どおり実施をさせていただくということと、4月1日以降につきましては、合併したことであり、全町で、指定する場所に来ていただいた場合は800円、そしてお迎えに行かせていただいた場合は1,000円を徴収するということが、旧丹波町の方につきましては了解を得られたというふうに思っております。

なお、瑞穂と和知につきましては、それぞれそういった形で対応させていただいておりますので、通知はしておりませんが、現在、最終的にはそういった形にするということで、京丹波町全域の通院者に対しまして通知はさせていただく予定にしております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は、44ページの民生費の関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、この説明のところに、心身障害者の医療給付費というのがございます。合併協のいわゆる調整項目の中で、この場合には重度心身障害者の医療助成事業についてはということになっておりまして、それぞれこれまで3町の状況が違っておったと思うんですが、今回それを統一をするということになって、ここに給付費が上がっておると思うんですが、この資料で見ると、これまでは和知がいわゆる手帳の6級所有者、瑞穂の場合は4級を所有する者ということになっております。丹波の場合は、4級の一部を該当する手帳を所有する者と、

こうなっておったという、資料を見ますとなっておるんですが、今回、これはどこに統一をされたのかということと、それから、そういう通知を当然されたと思うんですが、旧瑞穂、和知で。その辺はどういう形でされたのか、併せてお尋ねしておきたいと。

これは、今回上がっておる1,479万円というのは、対象となる方は何名なのか、併せてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまご質問のありました山田議員様の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、内容的にでございますけれども、合併協で決定されたものでございまして、先ほど山田議員さんがおっしゃったとおりでございます。旧和知町では1級から6級、また瑞穂では4級、丹波では4級の一部等々でございます。先の11月1日から実施をするということの決定事項を受けまして、このたび併せて要綱等も作成されておりますので、それに基づき施行させていただいたものでございます。

まず、どこの統一かということでございますが、これにつきましては、旧丹波町におきまます1級から4級の一部ということで、4級の一部というのは非常にわかりづらうございますけれども、上肢の一部欠損でありますとか下肢の一部欠損というような、外的に見て障害をお持ちの方ということでございまして、4級の中でもそれ以外になりますと、内臓疾患、心臓、循環器系といったところがこのたびは外れてきたということでございます。

対象者は、ご質問になかったところでございますけれども、通知をした等の関連でございまして、対象者は旧瑞穂町で42名、また旧和知町で20名がこのたびの制度の改正によりまして、そこから対象外になったということでございます。

それにつきましてはの通知等でございますけれども、私どもといたしましては、去る10月27日から31日にかけて、1班1組、あるいは2班1組というような形で、2人で1組というような形で該当者宅へ訪問させていただいて、内容等についてのご説明を申し上げたところでございます。

内容的には、非常に当然のことながら、ご理解を得られにくいものがたくさんございまして、今後の課題であるなというような感じで行っております。

また、不在でありましたところにつきましては、電話連絡、あるいは、昼間働きに行っておられるというようなこともありまして、申しわけなかったところでございますけれども、通知文を投函させていただいて、ご理解いただき、ご質問等があれば我々住民課の方へということで賜ったところでございます。

それと、3点目の現在の対象者数でございますが、申しわけございませんが、今のところ手元に数値を持っておりません。申しわけございません。後ほどまた報告をさせていただきたいということで、お許し願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今の関係なんですが、合併協のいわゆる協議会の調整内容というのをここにお聞きしてきたんですが、今の関係でいくと、調整内容が6項目までありまして、その中の2に「重度心身障害者医療助成事業については」とありまして、「瑞穂町の例を基本に新町において統一する」と、こうなっておるんですね。

今、課長の説明がありましたように、こういうふうに調整項目でありながら、いわゆる丹波の例に合わせたと。非常にそういう点では、専決処分をされた中身やと思うんですが、非常にこれは変わってきておるわけですね。それは、もちろんお金の問題や対象の問題もあるかと思いますが、この辺は実際に協議されてきた中身と実際が違ってきておることなので、今度の場合にはそういう今の丹波の例に倣ってやられておるわけですが、これは再検討をやっぱりすべきだと、調整項目と違ってきておるわけですから。というように私は思うので、ちょっとその辺、町長の見解だけ伺っておきたいというように思うんです。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ご指摘のとおり、この件につきまして、合併協で調整をされた内容と少し、専門部会あるいは助役会、町長会等で内容が異なっているように思います。新町で調整をするということになっておりますので、この辺につきましては、それぞれのご負担の部分もありますので、適切に対応するために再度調整をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これから、反対、賛成の討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） それでは、今回提案をされております一連の暫定予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず第1点でございますが、今回一般会計の暫定予算で提案されております酪農処理施設の件につきまして、先ほど町長から答弁もありましたけれども、反対の立場から改めて申し上げます。

この件につきましては、予算を超えて事業が進められてきておりまして、オーバー分をどうするかということで、旧丹波町の当時の横山町長がこの取り扱いについて大きな責任があるということで、自ら、ルールに触れる問題であり、申しわけないと、そういうふうにされていたものであります。

当時の議会としては、こうした町長の答弁もあり、きちんとした責任の所在をはっきりさせるべきところでありましたけれども、旧丹波町時代の横山町長は、この問題につきまして、なかったことにするというふうなことで、自ら幕引きをされた経過がございます。

私は、職員さんの側からしても、やはり町長としてきちんとした自らの責任を議会として認めていただく、このことを追及すべきところでありました。そうでなければ、職員さん自身も、本当に責任を持って仕事をすることができない。いちいち、職員の判断でされた問題であるとか、そういう言いわけ的な町長の判断がところどころに伺えるということでは、怖くて仕事がきちんと責任を持ってやれないというふうにもつながってくる問題であります。

そういった意味では、旧丹波町の横山町長もそうでありますし、当時の議長をされておりました松原議長も、大変そういう点ではあいまいな態度を旧町時代にとられてまいりました。

さて、今回、暫定予算としてこの問題が提案されたわけではありますが、現松原町長は執行者の判断でされたことであるというふうに態度を変えておられるということでもあります。

本来ならば、この予算としては上げるべきではないというふうな態度が、前の松原議長のとってこられた態度であり、そういう点では今回の松原町長の態度は優柔不断であり、また職員を集団としてこれからきちんと仕事をしていかれることにつきましても、きちんと職員に責任を持つという態度ではないということで、少し支離滅裂な反対討論となりましたが、今回の松原町長のとられた対応に納得できないということで、その1点で反対の討論といたします。

以上であります。

○議長（岡本 勇君） 14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） 今、反対討論があったわけですがけれども、平成17年度京丹波町一般会計の暫定予算の中で、畜産振興対策工事2，121万3，000円の件であります。

先ほど、松原町長の方より、事前にもっと詳しく説明ができなかったこのおわびと、そして、後日この件についてはっきり説明をする機会を持ちたいと、こういう話がありました。専決処分とはいえ、議会としてもはっきりさせていただく必要があります。

きょうは、私は、賛成はするものの、後日、我々議会がこの件について住民の皆さんに十分説明ができる、こういうもう一度堆肥処理センターの経過、あるいはもっと詳しい資料の

提出を願ひまして、再度調査することをお互い松原町長と確認をし、私のきょうのところの賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案されています暫定予算につきまして、私も反対の立場から討論したいと思ひます。

特に、今議論になっております一般会計暫定予算の中のいわゆる畜産振興対策工事にかかわる問題であります、今、町長から今後のいわゆる責任の所在、あり方、また究明をしたいという、そういう表明はございましたが、そういう立場からやっていただくのは当然かと思ひますけれども、新しい議会が出発をして初めての議会で、暫定予算という非常に特筆な中でのこういうものが出されてきたということでございまして、本来ならこの事業そのものが、説明もありましたように、15、16年度において国庫補助を受けてやられたものでありますから、当然合併までに処理をされておくべき、そういう問題がまず私はあったと思ひます。

今日までそれを引きずってきたといひますか、暫定予算の中に組み入れたということには、相当の矛盾と、そういう責任を回避したといひますか、そういうように思わざるを得ないというように私は思ふわけでございまして。

そういう点では、職員のミスであったとしても、決裁は当然その時の横山町長がしておるわけでありまして、その責任は本当に明確にもっとすべきだという点がありますし、自らももっと責任を明確に私はしていただきたかったというように思ふわけでございまして。

特に、本人自身もそういう予算上の不備があったということも答弁としてされておるということも説明もあったわけでございまして、そういう点では、一番守るべき法律や条令規則、そういう立場にありながら、それを認めて、そして責任を次に譲ったということになっておるわけでありまして、そういう点では本当に前町長の責任というのは重大でありますし、町長自らが本来は責任をとって辞任をすべき、そういう案件であるというふうに私は思ひます。

だから、寄付金としてお金を出したから責任が済んだと、こういうものではないという点も、併せて私は申し上げておきたいというように思ひます。

そういう面では、議会としても、やはりその責任が問われるわけでありまして、今も今後のそういう取り組みのことがございましたけれども、私は議会としてはこの機会に明確に、いろんな制約もありますが、附帯決議のようなものをつけて対応を示していくということが、私は一番議会としての対応として住民に表明する内容だというように思ひますし、こういう

形でやられるということになりますと、住民が本当にこれでは納得できないというのは当然でありますし、そういう点から、本当にこういうものがこういう形で処理されるということについて、本当に住民の合意は得られないという点も併せて申し上げておきたいというふうに思います。

また、今回の暫定予算ということで、いわゆるそれぞれの旧町におけば当初予算規模の数字が、特別会計も入れると非常に60億近い金額になっておるわけですが、合併という特殊な事情でこういう採択の方法をしなきゃならんということではありますが、本来は一つ一つをそれぞれ採択するという形で私はすべきだという点も申し上げて、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計暫定予算、他16件の特別会計暫定予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町指定金融機関の指定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定金融機関の指定について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

京丹波町指定金融機関の指定については、急を要したことから、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

具体的には、別紙のとおり、旧3町の指定金融機関でありました株式会社京都銀行を引き続き指定するというものであります。

ご審議賜り、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定金融機関の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第5号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

京都中部地区広域市町村圏協議会に加入することについては、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 失礼いたします。それでは、承認第5号の京都中部地区広域市町村圏協議会への加入につきまして、専決処分をご承認いただきたく、説明をさせていただきます。

丹波・瑞穂・和知の合併に伴いまして、平成17年10月10日をもって退会となっておりました京都中部地区広域圏協議会に、京丹波町として、平成17年10月11日より加入を行うものでございます。

専決処分書裏面に添付しております協議会規約第3条では、関係市町村として京丹波町と

して掲載させていただいております。

広域圏協議会の目的等に関しましては、規約を添付しておりますので、お目通しおき願いたいと思います。

以上、簡単ではございますが、承認第5号、京都中部地区広域市町村圏協議会への加入に係る専決処分の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第5号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

和知町営バス運行事業条例の一部改正について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 和知町営バス運行事業条例の一部改正について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第6号の提案理由の説明を申し上げます。

和知町営バス運行事業条例の一部改正については、急を要したことから、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、承認第6号、和知町営バス運行事業条例の一部改

正につきまして、専決処分をご承認いただきたく、説明させていただきます。

蒲生野中学校と須知高等学校の通学バス路線を、民間バス事業会社に理解を求める中で、旧丹波町が委託し、合併前の10月10日までは運行してまいりました。

しかし、合併と同時に廃止路線となることから、通学の足の確保として、既設の和知町町営バス運行路線に新たに須知高校線を追加して対処したものでございます。

区間につきましては、和知駅から京丹波町役場前を經由して、須知高等学校までの14.3キロメートルを運行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、承認第6号、和知町町営バス運行事業条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、運賃表並びに定期旅客運賃表につきましては、別表2及び3に添付させていただいておりますので、お目通しいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君）

これは、今説明があったように、須知高校路線として新たにできたんですけど、この運賃の基準をどこに置いて決められたのか、その1点、お聞きします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの坂本議員さんからのご質問でございますが、運賃につきましては、既に和知の町営バスの事業として運賃表の方も持っておりますが、いささか、若干距離が長くなる分というような考えもあったわけでございますが、当面、その距離換算として計算をさせてもらったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点だけお尋ねしておきたいと思うんですが、今回新たに須知高校路線ということで出されたんですが、一つは料金の問題なんですが、確かに見ておきますと、乗る生徒の数が少ないという問題は、これはあるんですが、町営バスですので、一定民間と違った取り組みもできると思うんですが、一つお尋ねしておきたいのは、定期を買えば割引というのはあるんですが、例えば定期でなくても、例えば学生証を見せれば割引

が適用できるとか、そういうような方法もやはり考えて、子ども、生徒が利用しやすいような、そういうことも一つ考えていくべきではないかと思うんですが、その点についてのちょっと考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) 通学として利用いたしております中学校の生徒につきましては、定期の利用という形で進めていただいております。

それから、一部、常時利用されます高校生の方につきましても、そうして利用もしていただいておりますが、あわせまして、回数券という処理をさせていただいております、10枚買っていただければ1回分がお得になるというような形でのサービスをさせていただいておるといようなことで、現在のところは対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 15番、山西君。

○15番（山西 桂君） この運賃表を見ておりますと、丹波町役場前から須知高校前は1.2キロで160円、片や、和知駅前から中学校までは1.8キロで130円と。これは、こういうふうなずれでよろしいわけですか。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) こちらにつきましては、距離ごとに見ていきますと、そういうような形が出てくるわけなんですけれども、バスの専門の運賃の計算としては、こういうような形になるということをお聞かせもしております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 課長に聞くんですけど、これは通学定期40%引きということであれですが、中学校は4分の3を補助しているので、ここからまた4分の1の負担ということになると思うんですが、それこそ山田議員も言われたように、民間ではなくて町営バスでありますので、中学生は義務教育ということでもありますし、やはり中学生は、旧丹波町の場合、通学バス代はばらつきがありましたので、そういう点でもっと低くするという方法もあるので、そういった方向もぜひとも、合併したのでありますので、考えていくべきではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) 現在運行させてもらっております料金表等につきましては、添付のとおりでございますが、バスの運行につきましては等しく全町内を検討させていただ

て、運行路線の検討をさせていただくということになっておりますので、その中で料金の検討も一緒に加えていきたいと思っておりますので、しばらくの間、猶予を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第6号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 和知町町営バス運行事業条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

《日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部改正について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部改正について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第7号の提案理由について、ご説明を申し上げます。

京丹波町税条例の一部改正については、急を要したことから、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤康彦君） それでは、ただいま上程になりました承認第7号、京丹波町税条例につきまして、説明をさせていただきます。

この条例につきましては、地方税法の一部改正する法律、これは平成17年の法律でございますが、その法律が平成17年3月25日、また関係します政令が17年の3月31日に交付されまして、その施行日が4月1日からということに伴う改正でございます。

また、この改正内容におきましては、旧町の方で3月31日に専決されまして、既に各議会におきまして承認を得ている部分の18年からの施行分だということでご承知いただきました

いと思います。

その中で、先ほどご承認いただきました京丹波町の税条例におきましては、合併期日であります10月11日が条例の施行日でありまして、平成17年の課税内容を示しておるところでございます。

今回の改正、また後ほど申し上げますが、非課税措置、特に年齢65歳以上の方につきましての非課税を廃止するという条例でございます。そのようなことから、今回、専決処分をいたしたようなことでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

1枚めくってもらいまして、専決処分書がついております。その裏側でございますが、24条の第1項第2号の「年齢65歳以上の者を削る」というところが、これが「65歳以上の者の非課税の措置を廃止する」ということになります。金額につきましては、前年の所得が125万円以下の方ということになっております。

これの附則でございますが、もう1枚めくってもらいましたら、ここの町民税の附則の第2条でございますが、経過措置ということで書いております。そこの第2条の第2項でございますが、18年度の町民税に限りましては、2項でございますが、18年度につきましては所得割及び均等割の税額を3分の2に減額するというものでございますし、また4項及び5項におきましては、19年度につきましては所得割及び均等割の税額を3分の1減額するという措置を講じております。

ちょっとまた1枚戻してもらいまして、本文でございますが、第36条の改正におきましては、ここは退職者に係ります給与支払報告書の定数義務が整備されたこと、また下の、これは本条の附則になるわけでございますが、19条の関係につきましては、株式等に係る譲渡所得の課税の特例が新たに整備されたものの改正でございます。

以上でございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 今、説明いただいたように、個人住民税の非課税措置の内容が変わったということですが、65歳以上のものを削るということですが、担税能力がないとか、著しくそういう負担能力が弱い人たちに、こういう税負担を求めることとなります。

そういった意味で、この負担が重くなるだけではなくて、介護保険料でありますとか、また入院したときの給食費なんかにも、こういう非課税か課税かによって大きく作用、影響してくるものでありまして、私どもは旧町、丹波町時代にもこの件につきまして、3月議会でも反対をしてきた経過もありますので、賛成できないというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第7号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

《日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算(第1号)、他5件の特別会計補正暫定予算(第1号)について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算(第1号)、他5件の特別会計補正暫定予算(第1号)について、町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま上程になりました承認第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算、他5件の特別会計補正暫定予算については、急を要したことから、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、各担当課長から説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、承認第8号、平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算、他5件について説明をさせていただきますが、先ほど承認第3号で一般会計、他16

の特別会計の暫定予算をご承認賜ったところでございますが、その暫定予算に計上しきれなかった分について、去る11月15日に暫定予算の補正として一般会計、他5件の補正暫定予算を専決いたしました。

補正を行った理由といたしましては、各旧町の予算で計上しているもののうち、執行できるものについてはできるだけ旧町のうちに済ませておきたいという思いで、予算編成上も暫定予算に組み込まずに行った事業もあったわけでございますけれども、工期の遅れや事務手続の遅れ等で、旧町で支払いができないものが発生があったわけでございます。

これらのうち、もう既に完成しているもの、あるいは納品されているもの等の支払いについては、本予算が成立するまで待たせることができないということから、暫定の補正を行って対応したものでございます。

その他、旧町では予算計上されていましてけれども、暫定予算編成時に、先ほど申しましたように、複雑な作業を短時間でやらなければならないというような状況から、計上漏れを起こしていたため、今回の補正で再計上させていただいたものも一部ございます。

それでは、最初に、一般会計からご説明をさせていただきます。

平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算（第1号）でございます。

第1条として、歳入につきましては38万3,000円、歳出を4億4,624万6,000円を追加いたしまして、暫定予算の総額を、歳入は33億645万7,000円、歳出は40億1,153万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細をもちましてご説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、事項別明細の1ページをお開きください。

先ほど申しましたように、補正額は38万3,000円でございます。

1枚めくっていただいて、2ページが歳出でございます。

歳出は、補正額が4億4,624万6,000円でございます。

次に、3ページを用いて説明を申し上げます。

歳入の関係でございますけれども、ここについては、一部計上漏れをいたしておりましたものを計上しているところでございます。

4ページをお開きいただいて、歳出でございます。

まず、款2の総務費でございますが、右側の説明の欄をごらんいただきたいと思います。

印刷製本費でございますが、これは広報みずほの縮刷版の発行したものの経費でございます。

それから、4ページの一番下の諸費でございますが、保険料、これについては、住民の各

戸を対象にした建物共済の掛け金でございます。

それから、次のページ、5ページにまいりまして、一番下の民生費の保育所費でございますが、賄材料費、これは保育所の園児の給食材料費でございます。

それから、少し飛びますが、8ページをお開きください。

款8の土木費でございます。

事業名で、網かけで書いておる部分でございますが、道路橋梁維持管理事業でございますが、これは道路舗装修繕工事等の経費に充てるものでございます。具体的には、旧瑞穂町の八田井尻線等でございます。

それから、9ページでございますが、ここの事業の道路新設改良事業でございますが、これにつきましては、従前から進めております瑞穂、和知の工事関係でございますが、そのほか細かいものも入れて、約30件ぐらいの改良工事の経費でございます。

それから、10ページに移りまして、土木費でございますが、都市公園費、先ほどご質問いただきました都市公園の施設管理費事業でございますが、計上漏れがございまして、50万9,000円の追加と、それからその下の整備事業でございますが、これについては排水施設の水道工事に充当するものでございます。

それから、めくっていただいて、12ページでございます。

住宅関連でございますが、住宅建設費のうちの網かけの事業別のところでございますが、公共住宅建設事業、明許分でございますが、これは旧瑞穂の三ノ宮住宅等の工事費の関係でございます。

それから、13ページに移りまして、災害復旧費でございますが、これはご承知のとおり、昨年の16、21、23号台風で被害を被ったところの過年度の災害復旧費等々、あるいは明許分についてもここで計上させていただいております。

以上、一般会計の補正について、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、平成17年度京丹波町老人保健特別会計補正暫定予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成17年度の京丹波町の老人保健特別会計暫定予算につきましては、先ほどご承認をいただいたところでございますけれども、本予算に係ります補正でございますけれども、予算編成時に載せることができませんものがございまして、そのものについて補正をいたすものでございます。

内容的には、合併前における旧町での当該特別会計での借入金等でございまして、細部は事項別明細書の3ページから4ページに上げております。

借入金の総額が1,847万8,000円となりましたことから、このたび、既計上済額の600万円に加えまして、1,247万8,000円を追加することをお願いするものでございます。

財源につきましては、旧瑞穂町におきます老人保健特別会計の歳計剰余金収入を充当することといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 承認第8号、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正暫定予算(第1号)につきまして、その概要をご説明させていただきます。

平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正暫定予算は、次に定めるところによる。

歳出予算の組み替えをさせていただき補正でありまして、歳入歳出の増減がないことから、以下省略をさせていただきまして、予算に関する説明書、最後のページでございますけれども、2ページをお願いいたします。

2、歳出、款1、保健給付費、項4、高額介護サービス等費で200万円追加し、520万円とするものです。

項5、特定入所者介護サービス等費を200万円減額し、1,530万円とするものです。

この補正につきましては、申請勸奨分が不足したということで、今回専決補正ということでお願いをしております。

以上、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○田井水道課長（田井 勲君） それでは、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正暫定予算(第1号)について、説明を申し上げます。

先ほど、下水道事業特別会計補正暫定予算につきましては、ご承認をいただいたわけでございますけれども、予算編成時におきまして載せることができなかつたものにつきまして、補正をさせていただきものでございます。

平成17年度京丹波町の下水道事業特別会計補正暫定予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出暫定予算の補正。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ458万円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,823万4,000円とする。以下、省略をさせていただきますして、事項別明細書の方によりましてご説明をさせていただきますと思います。

3ページ、4ページに記載をさせていただきますしておりますけれども、初めに4ページの歳出についてご説明をさせていただきますと思います。

4款、諸支出金、旧町の一時借入金返済金を1,123万4,000円と計上しておりますけれども、合併時点で1,581万4,000円の借り入れとなったため、458万円を増額するものでございます。

なお、財源につきましては、3ページの歳入で記載をしておりますとおり、旧瑞穂町の歳計剰余金が生じたので、8款の諸収入で受け、充当するものでございます。

ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます、ご説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正暫定予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、先ほどご承認いただきました暫定予算の額に、歳入歳出それぞれ101万8,000円を追加させていただきますして、補正後の歳出総額を5,951万8,000円とさせていただきますものでございます。

主だった内容につきましては、事項別明細書の最終ページでございます歳出予算より、消耗品といたしまして、バス4台分のスノータイヤ、計24本を計上させていただきますしております。その他、所要の精査を行ったものでございまして、この補正に係ります財源といたしましては、一般財源を充当することにより計上させていただきますしております。

以上、簡単ではございますが、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正暫定予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 本日の会議時間が迫っておりますが、本日は全議事日程が終了するまで会議時間を延長いたします。よろしくご了承ください。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、平成17年度京丹波町質美財産区特別会計補正暫定予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1条に書いておりますように、総額に歳入47万4,000円、歳出に172万8,000

0円を追加いたしまして、暫定予算の総額を歳入232万4,000円、歳出252万8,000円とするものでございます。

事項別明細をもちましてご説明を申し上げたいと思います。

3ページの歳入をごらんください。

歳入は、法人の土地貸付料を精査いたしまして、95万8,000円とするものでございます。逆に、区からの貸付料を精査いたしまして、減額するものでございます。

次に、4ページ、歳出でございますが、ここにつきましては、一般的に財産区運営に係る経費を計上しております。その中で額の大きいものは、直営林の保育作業の委託料が80万円。

それから、5ページの諸費になりますけれども、貸付等高度利用補助金ということで、各区に貸付地の間伐等を促進する意味で、利用補助金を出しておりますものをここに計上しているものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、一括質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 1点お聞きしておきたいんですが、10ページの都市公園であります、補正を組んでおられるわけですが、このそもそもの計画が、合併協議会の資料の中でも、面積が2.8ヘクタールの、それから事業費が8億6,000万円ということですが、現状、土地の買収というのは、民間地も買収しなくてはいけないということでありましたが、どういうふうになっているのか、そして土地代がいくらであるのか、それから上物がいくらになるのか。

それから、地元の了解も一応得られていて、防災のためにも活用するというので、地元からも要望が出されてきたものというふうなことも、旧丹波町時代には答弁があったわけですが、現実、地元の人たちの了解というのは本当に得られているのかどうか、そのことについて改めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 今回の補正につきましては、総務課長からありましたように、旧町での既決予算で、先ほどご承認いただきました暫定の当初予算の中に計上できていない、漏れていた分を今回再掲をさせていただいたということでございますが、先ほど総務課長からありましたように、今回の都市公園費の中での工事につきましては、先ほどありましたよ

うに排水用工事ということで、既にご承知をいただいている方もあるかもしれませんが、国道9号のちょうどガソリンスタンドから先のあたりで、国交省の方が先行して排水路の大きなますをつくってくれました。そこへの取り付けをしていかならんということで、今回計上させていただいて、その排水路の工事を施工したいということでございます。

議員さんのお尋ねの土地代、それから上物等についてどうなのかということでございますが、ちょっと私、今、土地代がいくらやったのかということは掌握していないので申しわけないんですけども、後ほどまた定例会等でもご報告申し上げたいというふうに思いますので、お許しいただきたいというふうに思います。

それから、地元了解につきましては、既に得ているということで私は聞いておりますし、そういうことで今回工事も発注いたしますので、その辺は了解を得ているということでお聞きをしております。

それから、防災にも活用ということで、あの地には調整池等もできるようなことを聞いておりますので、そういった観点から防災上にも活用できるのではないかとというふうに私も考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今、都市公園の話が出ておるんですが、我々としては具体的にほんなら中身はどうかということはまだわからないんですが、合併協の中では一応8億6,000万円という工事枠は出されておったんですが、実際、今度の選挙がやられた中で、本当に今のこういう時期に住民が公園というものを本当に求めておるのかどうかということを考えると、やはりこういうものは見直しをする部分もたぶんにあるんじゃないかと。

だから、町長自身も、就任のあいさつを含めて、見直すべきものは見直すということも言われておるわけですので、緊急を要するものは当然やらんならんわけですけども、実際旧丹波を考えた場合には、自然公園もありますし、マーケスの前に水辺公園もあるというような中で、本当に住民の声を聞いておると、本当に今そこに必要なかどうかということもたぶんにあるわけなので、いろいろなやっぱりそういう機会と、それからまた幅広い人たちが参加する中で、まちづくりの問題も当然具体的に組みんでいかならんということもありますので、検討をそういうものも含めてしていく今時期ではないかと思うので、その辺のちょっと町長の見解だけ伺っておきたいと思います。

○町長（松原茂樹君） この都市公園の整備等につきましてはの見直しはどうかということでご

ございますが、既にご案内をいただいておりますように、土地開発公社によりまして抱え込んでおります塩漬けの土地の利用につきまして事業化をしたものでございまして、今後の健全な財政運営をとということになりますと、年々金利がかさんでまいりますそうしたものを、有利な条件で事業化をしながら整備をしていくという中で整備をしようとするものであるというふうに認識をいたしておりますし、この公園整備につきましての極力土地代以外のことについては、支出を抑えながら進めていくと。しかも、そうした中に住民の緊急避難地としての場所として確保ができる、あるいはまた、これから須知地区の皆さん方を中心のこの公園の利活用についても十分話し合いを進めながら、この公園が町民にとりまして有効かつ必要なものになりますように、今後さらに中身につきましても詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第8号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計補正暫定予算（第1号）、他5件の特別会計補正暫定予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

《日程第10、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出が本職あてに提出されております。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成17年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午後 5時11分 閉会